

官報

号外

昭和二十七年七月三十日

第十三回 参議院會議錄第七十二号

昭和二十七年七月三十日(水曜日)午前
十時五十一分開議

議事日程 第七十三号

昭和二十七年七月三十日

午前十時開議

- 第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第二 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第三 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 元軍人恩給復活に関する請願(五十件) (委員長報告)
- 第五 元軍人等の恩給復活に関する請願(十件) (委員長報告)
- 第六 元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(三十二件) (委員長報告)
- 第七 元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願(十件) (委員長報告)
- 第八 元傷い軍人の恩給復活に関する請願 (委員長報告)
- 第九 傷い恩給増額に関する請願 (委員長報告)

- 第一〇 元軍人軍属の恩給復活に関する請願(九件) (委員長報告)
- 第一一 元軍人軍属等の恩給復活に関する請願(二十九件) (委員長報告)
- 第一二 元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(三十四件) (委員長報告)
- 第一三 元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する請願 (委員長報告)
- 第一四 元軍関係者の恩給復活に関する請願(六件) (委員長報告)
- 第一五 軍人遺族の恩給復活に関する請願(七件) (委員長報告)
- 第一六 軍人遺族等の恩給復活に関する請願(八十件) (委員長報告)
- 第一七 軍人遺族扶助料復活に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第一八 軍人軍属遺族扶助料復活に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 恩給不均衡是正に関する請願(百九十九件) (委員長報告)
- 第二〇 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の請願(四件) (委員長報告)
- 第二一 養護教諭等の前歴を恩給年数に加算の請願(三件) (委員長報告)

- 第二二 恩給に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 北海道開発促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 東京学生会館の予備隊接収反対に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 北海道土幌村の総合開発に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 人権擁護局存置に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 裁判所職員給与ベース改訂に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 青森県田名部町に大湊簡易裁判所移転の請願 (委員長報告)
- 第二九 神奈川県川崎市に地方裁判所、検察庁両支部設置の請願 (委員長報告)
- 第三〇 大分県玖珠郡に簡易裁判所等設置の請願 (委員長報告)
- 第三一 昭和二十二年勅令第九号の法制化に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三二 栃木県佐野市に簡易裁判所設置の請願 (委員長報告)
- 第三三 宮城県栗原区検察庁庁舎新築等促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 宮城県築館簡易裁判所庁舎新築等促進に関する請願 (委員長報告)

- 第三五 福岡地方裁判所太宰田支部昇格に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 鹿児島県志布志町に岩川簡易裁判所、区検察庁移転の請願 (委員長報告)
- 第三七 戦犯者の助命等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三八 戦犯者の釈放等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三九 戦犯者の釈放に関する請願(六件) (委員長報告)
- 第四〇 戦犯者の恩赦に関する請願 (委員長報告)
- 第四一 裁判所構内弁護士控室設備等に関する請願 (委員長報告)
- 第四二 福島県喜多方簡易裁判所に家庭裁判所設置の請願 (委員長報告)
- 第四三 日米行政協定締結による調達契約に関する請願 (委員長報告)
- 第四四 インドネシア共和国における生存者送還および戦没者供養に関する請願 (委員長報告)
- 第四五 福岡県古賀開拓地の接収除外に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 福岡県新宮古賀地区の接収除外に関する請願 (委員長報告)
- 第四七 福岡県新宮古賀地区の接収に関する請願 (委員長報告)
- 第四八 行政協定による呉市駐留等の請願 (委員長報告)
- 第四九 国立療養所養老院の結核病床増設に関する請願 (委員長報告)
- 第五〇 新潟県の結核病床増設等に関する請願 (委員長報告)

- 第五一 療養師法制定反対等に関する請願 (委員長報告)
- 第五二 あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五三 国立療養所富士病院の医療改善に関する請願 (委員長報告)
- 第五四 和歌山県潮岬村に国立結核療養所設置の請願(二件) (委員長報告)
- 第五五 国立療養所給食費増額に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第五六 あん摩はりきゆう試験制度廃止反対等に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第五七 医療従事員増員に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第五八 結核予防法による補助費増額に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 生活保護法の最低生活基準引上げに関する請願(七件) (委員長報告)
- 第六〇 結核患者に対する作業療法確立の請願 (委員長報告)
- 第六一 生活保護費の負担復活に関する請願 (委員長報告)
- 第六二 新潟県にアフタ・ケア施設設置の請願(二件) (委員長報告)
- 第六三 アフタ・ケア施設確立に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第六四 給水人口一万人以下の上水道設備費国庫補助に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第六五 白山、庄川地帯を国立公園に指定等の請願 (委員長報告)

明治二十五年三月三十一日
第三號郵便物認可

昭和二十七年七月三十日 参議院會議錄第七十二号

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号

- 第六六 愛媛県忽那七島を瀬戸内海国立公園に編入の請願 (委員長報告)
- 第六七 食品衛生法存続に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第六八 福岡県に国立光明寮設置の請願 (委員長報告)
- 第六九 らい研究所設立等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第七〇 栄養士法廃止反対に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第七一 生活保護法による出産扶助費引上げの請願 (委員長報告)
- 第七二 旭川市にアフター・ケア施設設置等の請願(六件) (委員長報告)
- 第七三 岩手県横沢町上水道設置に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 理容師美容師法存続に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 北海道士別町上水道新設工事に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 引揚援護愛の運動経費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 福岡県にアフター・ケア施設設置の請願 (委員長報告)
- 第七八 社会福祉事業金庫設置の請願 (委員長報告)
- 第七九 飲料水困窮、伝染病多発小町村の上水道布設国庫補助等に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 新潟県三條市の下水道布設工事路線変更に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 国立らい療養所菊池患風園の病床増設に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 油津港に海港検疫所設置の請願 (委員長報告)
- 第八三 理容美容業試験および免許制等存続に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 国立只見資源公園設定に関する請願 (委員長報告)
- 第八五 栄養士法存続に関する請願 (委員長報告)
- 第八六 同和事業促進に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 地盤沈下変動に伴う下水道布設費国庫補助の請願(二件) (委員長報告)
- 第八八 理容師美容師法廃止反対に関する請願 (委員長報告)
- 第八九 未復員者給與法適用期間延長等に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 大分県南山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 大分県北山田村の簡易水道設置費国庫補助に関する請願 (委員長報告)
- 第九二 国立松江病院整備拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 未復員者給與法による療養期間延長の請願 (委員長報告)
- 第九四 未復員者給與法の適用範囲拡大に関する請願(二件) (委員長報告)
- 九五 社会保険医療強化に関する請願 (委員長報告)
- 第九六 国民健康保険事業の危機突破に関する請願(七件) (委員長報告)
- 第九七 健康保険療養給付期間延長に関する請願(四件) (委員長報告)
- 第九八 健康保険の医療給付期間延長に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 健康保険給付費一部国庫負担等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 社会保障制度実施促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 結核回復者雇用の国家的措置に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 国立きつ、音き、より、正所設立に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 戦争犠牲者遺族等の援護対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 戦争犠牲者の援護強化に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 原爆犠牲者等の援護に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 元華北交通株式会社戦没社員遺族等の援護に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 母子福祉法制定に関する請願(四十件) (委員長報告)
- 第一一〇 未帰還者留守家族の援護等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一一 元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 元傷い軍人等の福祉措置拡大に関する請願 (委員長報告)
- 第一一三 児童福祉司制度廃止反対に関する請願(六件) (委員長報告)
- 第一一四 国立大阪病院結核病棟閉鎖反対等に関する請願 (委員長報告)
- 第一一五 福島県湯野町上水道布設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一六 東京都立川市附近の飲料水汚染防止に関する請願 (委員長報告)
- 第一一七 受胎調節に関する請願(六件) (委員長報告)
- 第一一八 広島市大須賀町に特殊飲食店街設置反対の請願(二件) (委員長報告)
- 第一一九 東京都西府村住居専用地区の旅館、飲食店営業不許可に関する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 国民栄養改善法制定に関する請願(四十六件) (委員長報告)
- 第一二一 けい肺特別法制定に関する請願(三件) (委員長報告)
- 第一二二 失業対策事業労働者賃金引上げ等に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一二三 失業対策強化確立等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二四 失業対策事業完全就労に関する請願 (委員長報告)
- 第一二五 広島県呉地区英連邦軍関係日本人労働者の取扱に関する請願 (委員長報告)
- 第一二六 派出看護婦職業紹介に関する請願 (委員長報告)
- 第一二七 日雇労働者の保険制度等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二八 岡山市に中国四国プロック労災病院設置の請願 (委員長報告)
- 第一二九 福島県に労災病院設置の請願 (委員長報告)
- 第一三〇 札幌市に労災病院設置の請願 (委員長報告)
- 第一三一 茨城県江東橋梁管に関する請願 (委員長報告)
- 第一三二 フラヌイ川富良野橋の永久橋梁管に関する請願 (委員長報告)
- 第一三三 道路費予算増額に関する請願 (委員長報告)
- 第一三四 災害復旧工事に関する請願 (委員長報告)
- 第一三五 利根川中流しゅんせつ工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一三六 北上川大堤防生母黒石線工事続行に関する請願 (委員長報告)
- 第一三七 国道九号線改修工事に関する請願 (委員長報告)
- 第一三八 吉井川下流改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三九 吉井川金岡地区の西岸堤防強化工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四〇 箱根旧街道等改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四一 元軍人恩給復活に関する陳情(九件) (委員長報告)
- 第一四二 元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情(三十件) (委員長報告)
- 第一四三 元軍人老齢者等の恩給復活に関する陳情(二件) (委員長報告)

第一四四 元軍人軍属の恩給復活に関する陳情 (委員長報告) 第一四五 元軍人軍属等の恩給復活に関する陳情 (四件) (委員長報告) 第一四六 元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情 (八件) (委員長報告) 第一四七 軍人遺家族の恩給復活に関する陳情 (委員長報告) 第一四八 軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情 (十七件) (委員長報告) 第一四九 恩給不均衡是正に関する陳情 (二件) (委員長報告) 第一五〇 警察予備隊隊員用地買収等に関する陳情 (委員長報告) 第一五一 長崎県対馬に警察予備隊分駐の陳情 (委員長報告) 第一五二 元陸海軍軍属文官の恩給復活に関する陳情 (委員長報告) 第一五三 元傷い軍人の恩給復活に関する陳情 (委員長報告) 第一五四 皇居復興促進運動に関する陳情 (委員長報告) 第一五五 食糧行政機構存続等に関する陳情 (委員長報告) 第一五六 登記制度改善に関する陳情 (委員長報告) 第一五七 売春問題に関する陳情 (委員長報告) 第一五八 戦犯者の釈放等に関する陳情 (四件) (委員長報告) 第一五九 戦犯者の釈放に関する陳情 (委員長報告) 第一六〇 戦犯者の助命等に関する陳情 (三件) (委員長報告) 第一六一 戦犯者の釈放、減刑等に関する陳情 (委員長報告) 第一六二 療術師法制定反対等に関する陳情 (委員長報告)	第一六三 療術師法制定反対に関する陳情 (委員長報告) 第一六四 あん摩師はり師きゆう師および柔道整復師試験制度廃止反対等に関する陳情 (二件) (委員長報告) 第一六五 新潟県の結核病床増設等に関する陳情 (委員長報告) 第一六六 県立病院整備費国庫助増額に関する陳情 (委員長報告) 第一六七 国立札幌病院新築完成促進に関する陳情 (二件) (委員長報告) 第一六八 美容美容試験および免許制度廃止反対に関する陳情 (二件) (委員長報告) 第一六九 災害救助法および同法施行令中一部改正に関する陳情 (委員長報告) 第一七〇 雲仙国立公園施設整備費国庫補助に関する陳情 (委員長報告) 第一七一 食品衛生法存続に関する陳情 (委員長報告) 第一七二 生活保護法の最低生活基準額引上げに関する陳情 (委員長報告) 第一七三 アフターケア施設設置に関する陳情 (委員長報告) 第一七四 理容師美容師法存続に関する陳情 (委員長報告) 第一七五 生活保護法と奨学金制度等との調整に関する陳情 (委員長報告) 第一七六 簡易水道施設費国庫補助に関する陳情 (委員長報告) 第一七七 更生資金予算復活等に関する陳情 (委員長報告)	第一七八 同和事業促進に関する陳情 (委員長報告) 第一七九 伊勢志摩国立公園地内内宮前駐車場施設費国庫補助増額等に関する陳情 (委員長報告) 第一八〇 結核対策に関する陳情 (委員長報告) 第一八一 地盤沈下変動に伴う下水道施設費国庫補助の陳情 (委員長報告) 第一八二 国民健康保険直営診療施設費国庫補助増額等に関する陳情 (委員長報告) 第一八三 社会保険制度改善に関する陳情 (委員長報告) 第一八四 国民健康保険事業の危機突破に関する陳情 (七件) (委員長報告) 第一八五 国民健康保険医療給付費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告) 第一八六 健康保険法の適用範囲拡充に関する陳情 (委員長報告) 第一八七 元満洲開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情 (委員長報告) 第一八八 硫黄島戦没者遺骨收容慰霊に関する陳情 (委員長報告) 第一八九 母子福祉法制定に関する陳情 (二件) (委員長報告) 第一九〇 元軍人軍属遺族保障制度確立等に関する陳情 (四件) (委員長報告) 第一九一 アツツ島戦没者の調査等に関する陳情 (委員長報告) 第一九二 児童福祉施設費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)	第一九三 児童の精神衛生に関する福祉機関設置の陳情 (委員長報告) 第一九四 受胎調節に関する陳情 (二件) (委員長報告) 第一九五 国民栄養改善法制定に関する陳情 (委員長報告) 第一九六 けい肺特別法制定に関する陳情 (十四件) (委員長報告) 第一九七 国立産業安全博物館設立に関する陳情 (委員長報告) 第一九八 岡山県に中国四国地区労災病院設置の陳情 (委員長報告) 第一九九 国道四十一号線改修工事促進に関する陳情 (委員長報告) 第二〇〇 紀伊半島循環国道改修工事促進に関する陳情 (委員長報告) 第二〇一 鳥根県下の豪雨災害復旧に関する陳情 (委員長報告) 第二〇二 富山県下の災害復旧促進に関する陳情 (委員長報告)	○議長(佐藤武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。 昨二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 鈴木 直人君 池田宇右衛門君 平井 太蔵君 小串 清一君 入交 太蔵君 栗山 良夫君 河崎 ナツ君 田村 文吉君 森 八三三君 左藤 義詮君 外務委員 同 大蔵委員 同 文部委員 同 厚生委員 岡田 宗司君 常岡 一郎君 田村 文吉君 大野木秀次郎君 古池 信三君 吉田 法晴君 野田 卯一君 一松 政二君 石川 榮一君 大屋 晋三君 前之園喜一郎君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 大野木秀次郎君 人事委員 鈴木 直人君 古池 信三君 法務委員 左藤 義詮君 平井 太蔵君 吉田 法晴君 岡田 宗司君 常岡 一郎君 田村 文吉君 小串 清一君 河崎 ナツ君 田村 文吉君 森 八三三君 農林委員 池田宇右衛門君 通商産業委員 入交 太蔵君 栗山 良夫君 一松 定吉君 野田 卯一君 大屋 晋三君 石川 榮一君 小川 久義君 同日委員会において当選した理事は左の通りである。 経済安定委員会 理事 愛知 幾一君(郡祐一君の補欠)
---	--	---	--	---

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 議長の報告

人事委員会

理事 鈴木 直人君(北村一男君の補欠)
一昨二十八日委員長からの左の報告書を提出した。
特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査報告書
電波行政に関する調査報告書
電気通信事業運営状況に関する調査報告書
運輸委員会陳情審査報告書第七号同特別報告第七号
一般運輸事情に関する調査報告書
国家公務員の給与問題に関する調査報告書
公務員制度に関する調査報告書
昨二十九日委員長から左の報告書を提出した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
修正議決報告書
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
案修正議決報告書
公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案修正議決報告書
水産物増産対策に関する調査報告書
内閣委員会請願審査報告書第三号同特別報告第四号及び第五号
法務委員会請願審査報告書第四号同特別報告第四号
法務委員会陳情審査報告書第三号同特別報告第三号
大蔵委員会請願審査報告書第五号同特別報告第五号
大蔵委員会陳情審査報告書第五号同特別報告第五号

検察及び裁判の運営等に関する調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査報告書
通商及び産業一般に関する調査報告書
河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査報告書
社会保障制度に関する調査報告書
厚生委員会請願審査報告書第八号同特別報告第九号
厚生委員会陳情審査報告書第八号同特別報告第九号
外務委員会請願審査報告書第六号同特別報告第六号
日本経済の安定と復興に関する調査報告書
教育及び文化に関する一般調査報告書
同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
文化財保護法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、左の内閣提出案は同院において本院の修正に同意しないことに議決し、よつて両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。
通商産業省設置法案
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
農林省設置法等の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
保安庁法案
海上公安局法案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
国家行政組織法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
同日衆議院事務総長から、本院事務総長に同院は通商産業省設置法案外九件に関する両院協議会の協議委員十人を左の通り選挙した旨の通知書を受領した。
倉石 忠雄君 福永 健司君
田中 元君 西村 久之君
八木 一郎君 青木 正君
江花 静君 小坂善太郎君
池田正之輔君 木村 公平君
同日本院は、日本電信電話公社法案に関する両院協議会の協議委員を左の通り選挙し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
草葉 隆圓君 山本 米治君
鈴木 恭一君 新谷寅三郎君
柏木 康治君 田村 文吉君
小笠原三三男君 山田 節男君
稲垣平太郎君 深川タマエ君
同日本院は、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件に関する両院協議会の協議委員を左の通り選挙し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
白波瀬米吉君 山田 佐一君
一松 政二君 波多野林一君

小川 政夫君 山川 良一君

菊川 孝夫君 中村 正雄君
境野 清雄君 堀木 鎌三君
同日本院は、通商産業省設置法案外四件に関する両院協議会の協議委員を左の通り選挙し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
河井 彌八君 楠見 義男君
竹下 豊次君 高田 寛君
佐多 忠隆君 成瀬 暢治君
小松 正雄君 波多野 鼎君
菊田 七平君 松原 一彦君
同日本院は、保安庁法案外四件に関する両院協議会の協議委員を左の通り選挙し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
中川 幸平君 郡 祐一君
岡田 信次君 草葉 隆圓君
木村 守江君 河井 彌八君
楠見 義男君 竹下 豊次君
高田 寛君 油井賢太郎君
同日労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件両院協議会参議院協議委員において当選した正副議長は左の通りである。
議長 一松 政二君
副議長 波多野林一君
同日日本電信電話公社法案両院協議会参議院協議委員において当選した正副議長は左の通りである。
議長 鈴木 恭一君
副議長 新谷寅三郎君
同日保安庁法案外四件両院協議会参議院協議委員において当選した正副議長は左の通りである。
議長 河井 彌八君
副議長 中川 幸平君
同日通商産業省設置法案外四件両院協議会参議院協議委員において当選した正副議長は左の通りである。
議長 河井 彌八君
副議長 中川 幸平君

議会議決

議会議決
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備委員小林亦治君の辞任による補欠として宮田重文君を選挙し、即日これを衆議院及び弾劾裁判所裁判長に通知した。
同日本院は、国土総合開発審議会委員に石川榮一君、大島定吉君、徳川宗敬君、小笠原三三男君、田中一君及び岡村文四郎君を指名した旨内閣に通知した。
同日本院は、日本エネスコ国内委員会委員に徳川頼貞君、山本勇造君及び金子洋文君を指名した旨内閣に通知した。
同日本院において採択することを議決したくつたまばち防除対策に関する請願外三百五十四件の請願および自作農維持資金制度実施に関する陳情外三十四件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

一八七五

公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

部を改正する法律案外二件

一八七五

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

- (2) 第十八條第三項中「市長を」市町村長に、「市の教育委員会を」市町村の教育委員会に改める。
- (3) 第二十六條第一項中「(第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙を除く)」を削り、「当該選挙の期日」を補充選挙人名簿調製の期日」に改め、第二項中「当該選挙の期日」を補充選挙人名簿調製の期日」に改め、第三項後段を削る。
- (4) 第三十一條第四項中「三十日」を「二十五日」に改める。
- (5) 第三十三條第三項及び第七項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條に次の一項を加える。
- 6 第一項、第二項及び前項の選挙の期日は、左の各号の区分により、告示しなければならぬ。
- 一 都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十五日前に
- 二 都道府県の議会の議員並びに地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十日前に
- 三 前号に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも十五日前に
- 四 町村の議会の議員、長及び
- (6) 第三十四條第六項を次のように改める。
- 6 第一項の選挙の期日は、特別の定がある場合を除く外、左の各号の区分により、告示しなければならぬ。
- 一 参議院議員の選挙にあつては、少くとも三十日前に
- 二 衆議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十五日前に
- 三 都道府県の議会の議員並びに地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも二十日前に
- 四 前項に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも十五日前に
- 五 町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては、少くとも十日前に
- (7) 第四十八條第一項中「投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をしてその候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。」を「代理投票をさせることができる。」に、第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならぬ。
- (8) 第四十九條中「証明するものの投票については、」の下に「政令の定めるところにより、」を加え、「政令で特別の規定を設けることができる。」を「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。」に改める。
- (9) 第六十二條第二項中「届出のあつた者において開票立会人十人を互選しなければならぬ。」を「届出のあつた者の中から開票管理者がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。」に、第五項中「第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに開票立会人を定め得る場合にあつては、その者の中で開票管理者がくじで定めた者二人、互選により開票立会人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者二人(二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票管理者がくじで定めた者)を」第二項の規定にかかわらず、その者の中で開票管理者がくじで定めた者二人に、管理者がくじで定めた者二人に、第六項中「第二項、第三項」を「第二項に、第七項中「第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじ」を「第二項又は第四項の規定によるくじ」に、第八項中「第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を「第二項、第四項又は第五項の規定によるくじ」に改め、第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。
- (10) 第六十八條の次に次の一條を加える。
- (同一氏名等の候補者に対する投票の効力)
- 第六十八條の二 同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が二人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみの記載した投票は、前條第一項第七号の規定にかかわらず、有効とする。
- 2 前項の有効投票は、開票区ごとに、当該候補者のその他の有効投票数に就いて按分し、それぞれこれに加えるものとする。この場合において一票未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。
- (11) 第八十六條第一項を次のように改める。
- 公職の候補者とならうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から、左の各号の区分による日までに、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。
- (12) 第九十二條第一号、第二号及び第四号中「三万円」を「十万円」に、第三号中「二万円」を「二万円」に、第五号及び第八号中「五千元」を「二万円」に、第六号中「一万五千元」を「二万五千元」に、第七号中「二万円」を「四万円」に改める。
- (13) 第九十三條第二項本文中「選挙の期日前十日以内にその」を削る。
- (14) 第九十四條を次のように改める。
- 第九十四條 削除
- (15) 第九十五條第一項第五号中「八分の三」を「四分の一」に改める。
- 一 参議院議員の候補者にあつては、その選挙の期日前二十日
- 二 衆議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前十五日
- 三 都道府県の議会の議員並びに市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前十日
- 四 町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前五日
- 同條第三項中「参議院(地方選出)議員」及び「(全国選出)」を削り、第五項中「第三十三條(長の任期満了に因る選挙)第三項」を「第三十三條(長の任期満了に因る選挙)第六項」に改める。

- (16) 第九十七條第一項中「又は第百十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者」を削り、第三項中「又は第百十八條第二項」を削る。
- (17) 第九十八條中「若しくは第百十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)」を削る。
- (18) 第百十條第二項第二号中「地方公共団体の他の選挙」と同一の地方公共団体の他の選挙に改める。
- (19) 第百十二條第二項中「又は第百十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)」を削る。
- (20) 第百十三條第二項第四号中「地方公共団体の他の選挙」と同一の地方公共団体の他の選挙に改める。
- (21) 第百十五條第九項中「前項の規定により」を削る。
- (22) 第百十七條及び第百十八條を次のように改める。
第百十七條 削除
第百十八條 削除
- (23) 第百十九條第三項中「第一項の規定により都道府県の議会の議員の選挙と都道府県知事の選挙又は都道府県の教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合の選挙の期日及び「及び」少くとも三十日前(都道府県の議会の議員の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合にあつては、二十日前)に」を削る。
- (24) 第百二十三條第一項中「第三十六條(一人一票)の下に」及び第六十二條(開票立会人)を、「選挙会の区域が同一であるときは、」の下に「第七十六條(選挙立会人)に規定するものを除く外」を加える。
- (25) 第百二十八條を次のように改める。
第百二十八條 削除
- (26) 第百二十九條中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第百十七條第二項(長の決選投票の場合)の規定による告示の日」を削る。
- (27) 第百三十條第二項中「中央選挙管理委員」の下に「及び当該選挙事務所を設置した都道府県の選挙管理委員会」を加える。
- (28) 第百三十一條第一項中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員」に、「二箇所まで設置することが出来る」を「一箇所とする」に、第三項中「又は教育委員会の委員」を「又は市町村の教育委員会の委員」に改め、同項但書を削る。
- (29) 第百三十七條の次に次の一條を加える。
(未成年者の選挙運動の禁止)
第百三十七條の二 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。
2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。
- (30) 第百三十八條第一項但書を削る。
- (31) 第百三十八條の次に次の一條を加える。
(署名運動の禁止)
第百三十八條の二 何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人に對し署名運動をすることができない。
第百三十九條但書中「湯茶」を「茶葉(湯茶及びこれに伴い通常用
- (32) 一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員並びに地方自治法第五十五條第二項(区)を設ける指定市の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙
二 参議院(全国選出)議員の選挙
三 市(第一号の市を除く)町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙
- 同條第二項中「証明書」の下に「(自動車と船舶については両者に通用する証明書)を、第三項中表示の下に(自動車と船舶については両者に通用する表示)を加える。
- (34) 第百四十二條第一項第五号但書及び第六号但書を削り、第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第一号及び第二号を次のように改める。
一 衆議院議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万枚
二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について五万枚、参議院(地方選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について三万枚
三 都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について三万枚
- (33) 第百四十一條第一項を次のように改める。
主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第二條第五項に規定する諸車をいう。以下同じ)、拡声機及び船舶は、公職の候補者一人について、左の各号に規定するものの外は、使用することができない。
- (35) 同條第二項中「第三号」を「第四号」に、「第四号から第六号」を「第五号から第七号」に改める。
第百四十三條第一項中「揭示することができない」の下に「但し、第百四十四條(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)に規定する場合は、この限りでない。」を加え、同項第三号中「主として選挙運動のために使用されるをり」を「第百六十四條の四(連呼行為の制限)但書の規定により連呼することが出来る場合に使用される自動車以外の諸車」に改め、同項第五号を削り、同條に次の二項を加える。
3 第一項に規定する立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。
4 第一項の規定により揭示することが出来るちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。
第百四十四條の見出しを「(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に改め、同條第一項を次のように改める。
選挙運動のために使用するポスターは、参議院(全国選出)議員の選挙の場合に限り、揭示することが出来る。但し、その数
- (36) 同條第二項中「第三号」を「第四号」に、「第四号から第六号」を「第五号から第七号」に改める。
第百四十三條第一項中「揭示することができない」の下に「但し、第百四十四條(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)に規定する場合は、この限りでない。」を加え、同項第三号中「主として選挙運動のために使用されるをり」を「第百六十四條の四(連呼行為の制限)但書の規定により連呼することが出来る場合に使用される自動車以外の諸車」に改め、同項第五号を削り、同條に次の二項を加える。
3 第一項に規定する立札及び看板の類は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。
4 第一項の規定により揭示することが出来るちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。
第百四十四條の見出しを「(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に改め、同條第一項を次のように改める。
選挙運動のために使用するポスターは、参議院(全国選出)議員の選挙の場合に限り、揭示することが出来る。但し、その数

は、公職の候補者一人について、二万枚を超えることができない。

同條第二項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)を「中央選挙管理委員会」に、参議院(全国選出)議員の候補者のポスターについては、本人の申請により、」を「当該候補者の申請により、」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第一項のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならない。

(37) 第百四十五條第一項中「第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第五号」を「前條」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、橋りょう、電柱、公営住宅その他命令で定めるものについては、この限りでない。

同條第二項中「第百四十三條第一項第五号」を「前條」に、「その所有者又は管理者」を「その管理者(居住者を含む)、管理者がない場合にはその所有者」に改める。

(38) 第百四十七條第一項中「(ポスターの枚数)」を「(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)」に、第二項中「第百四十三條第一項第五号」を「第百四十四條」に改める。

(39) 第百四十八條第一項中「新聞紙」の下に「これに類する通信類を含む。以下同じ。」を加え、同條に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用については新聞紙及び雑誌とは、選挙運動の期間中に限り、左の条件を具備するものをいう。

一 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。

二 三種郵便物の認可のあるものであること。

三 当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来、前二号に該当し、引き続き発行するものであること。

四 新聞紙にあつては社団法人日本新聞協会その他社団法人たる新聞協会の会員、雑誌にあつては社団法人日本出版協会、社団法人全国出版協会その他社団法人たる出版協会の会員であること。

(40) 第百四十八條の次に次の二條を加える。

(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)

第百四十八條の二 何人も、当該選挙を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に對し金銭、物品その他の財産上の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は賛助接待、その申込若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができない。

2 新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供與、賛助接待を受け若しくは要求し又は前項の申込を承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載することができない。

3 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載し又は掲載させることができない。

(新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限)

第百四十八條の三 新聞紙又は雑誌は、選挙に關し、公職に就くべき者を予想する人氣投票の経過又は結果を掲載することができない。

(41) 第百五十條第一項中「当該公職の候補者は」の下に「政令の定めるところにより、」を、「日本放送協会」の下に「及び一般放送事業者」を、「その政見を無料で放送することができ、」の下に「この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、その政見を録音し、これをそのまま放送しなければならない。」を、第三項中「日本放送協会」の下に「及び一般放送事業者」を加える。

(選挙放送の公正確保)

第百五十一條の二 日本放送協会及び一般放送事業者は、選挙に關し、虚偽の事項を放送し又は事実を歪曲して放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

(選挙運動放送の制限)

第百五十一條の三 何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備(有線電氣通信設備を含む)を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。

(43) 第百五十二條の見出しを「(義務制公営立会演説会)」に改め、同條中「(第百十七條第一項(決選投票の場合)の選挙を除く。)」を削る。

(44) 第百五十三條第一項中「五千」を「四千」に、第二項中「五万」を「四万」に改める。

(45) 第百五十四條を次のように改める。

(立会演説会における演説者)

第百五十四條 立会演説会においては、当該選挙における公職の候補者が演説を行うものとし、当該公職の候補者が演説を行うことができないときは、その代理として一人を限り、自己の行うべき立会演説会において演説を行わせることができる。

(46) 第百六十條の二第一項中「市町村長の選挙(第百十七條第一項(決選投票の場合)の選挙を除く。)」に「市町村は、」を「都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の議会の議員及び市町村長の選挙については市町村は、それぞれ、」に改める。

(47) 第百六十四條の次に次の四條を加える。

(個人演説会における録音録像の使用)

第百六十四條の二 個人演説会(第百六十一條(公営施設使用の個人演説会)に規定する施設以外の施設を使用してする場合を含む)においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説をすることを妨げない。

(街頭演説)

第百六十四條の三 選挙運動のためにする街頭演説(屋内から街頭へ向つてする演説を含む。以下同じ)は、演説者がその場所(下同じ)に駐り、第二項に規定する証明書を携帯する者が現在し、且つ、同項に規定する標旗を掲げる場合でなければ、行うことができない。

2 選挙運動のために街頭演説をしようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)の発行する証明書及びその定める様式の標旗の交付を受けなければならない。

3 前項の証明書及び標旗は、公職の候補者一人について、各一(参議院全国選出議員の場合にあつては各十五)を交付する。

4 第一項の証明書及び標旗は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(連呼行為の制限)

第百六十四條の四 何人も、選挙運動のため、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又は演説会若しくは街頭

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

街頭演説の告知を連呼してはならない。但し、前條に規定する標旗を掲げて、第四百四十二條第一項(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車若しくは船舶の上において又は道路交通取締法第二條第四項(諸車の定義)に規定する諸車で自動車以外のもの(一台に限る)の上においてする場合、この限りでない。

(標旗を要する選挙運動の運動員)

第六十四條の五 前二條の規定による街頭演説及び連呼行為においては、選挙運動に従事する者(運転手、助手その他労務を提供する者を含む)は、公職の候補者一人について、十五人を超えてはならない。

2 前項の規定による選挙運動に従事する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。
第六十六條の二を次のように改める。

(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

第六十六條の二 何人も、午後九時から翌午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をし、特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を連呼し又は演説会若しくは

街頭演説の告知を連呼してはならない。

(49) 第六十七條第一項中「及び第百十七條第一項長の決選投票の場合」の選挙を削る。

(50) 第七十條中「三日までに、配布する。」を「五日までに、配布するものとする。」に改める。但し、第百十九條(選挙の同時施行)第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第七十二條の二(任意制選挙公報の発行)の規定による條例の定める期日までに、配布するものとする。」に改める。

(51) 第七十二條の二中「地方自治法第五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の市長の選挙(選挙の一部無効に因る再選挙及び第百十七條第一項決選投票の場合)の選挙を除く。」において、市の選挙管理委員会、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙(選挙の一部無効に因る再選挙を除く)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、に改める。

(52) 第七十三條第一項中「選挙が行われる場合においては、」を「各選挙につき、」に改め、第二項中「当該選挙の投票所の入口その他」を削り、「市町村の教育委員会の委員及び第百十七條第一項(長の決選投票の場合)」を「及び市町村の教育委員会の委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前二項の掲示については、その掲示方法、掲示場所等につき適当な措置を講じ、公職の候補者の氏名等が選挙人に周知されるようにつとめなければならない。

(53) 第七十四條第一項を次のように改める。

前條第一項の掲示は、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から、都道府県の議会の議員並びに市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前六日から、町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙にあつては当該選挙の期日前三日から、それぞれその選挙の当日まで行う。

(54) 第七十五條の次に次の一條を加える。
(投票記録所の氏名等の掲示) 第七十五條の二 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示をしなければならない。

2 前項の掲示の掲載の順序は、市町村の選挙管理委員会がくじで定める。

3 当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会ふことができる。

(55) 第七十七條第一項中「(ポスターの枚数)を(参議院全国選出議員の選挙運動用ポスター)に、同條第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

(57)(56) 第七十八條但書を削る。
第百八十九條第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号を第二号とする。

一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に、同條第二項を次のように改め、第三項中「前二項」を「第一項」に改める。

2 前項の報告書の様式は、命令で定める。

(58) 第九十四條第二項を削り、第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。
(59) 第九十五條第三項中「前條第三項」を「前條第二項」に改める。
(60) 第九十七條第一項第二号中「又は第百十七條第一項(長の決選投票の場合)」の規定により公職の候補者となつた後」を削り、同項第三号但書を削り、第二項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第五十五條第二項の市の市長の選挙において」を削り、同項中「第百四十一條第一項」の下に「選挙運動に使用する場合」を加える。

(61) 第九十七條の次に次の一條を加える。
(実費弁償及び報酬の額) 第九十七條の二 選挙運動に従事する者に対する交通費、宿泊費、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬の額は、自治庁長官の定める基準に従い、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)が定める。

(62) 第十四章の次に次の一章を加える。
第十四章の二 衆議院議員の選挙の特例

(特例の範囲) 第二百一條の二 衆議院議員の選挙については、本章に規定する特例による外、この法律のその他の規定の定めるところによる。(個人演説会の特例) 第二百一條の三 衆議院議員の候補者(以下「議員候補者」といふ)は、第百六十二條(公営施設使用の個人演説会)に規定する施設及びこれらの施設以外の施設(建物その他の施設の構内を含む)を使用して、個人演説会を四十回以内開催することができる。

2 前項の規定の適用については、いかなる名義をもつてするを問はず、選挙運動のためにする座談会、議員候補者が共同して行う演説会及び議員候補者のために合同して行う演説会は、

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

- 7 議員候補者は、第一項の個人演説会の告示のため、ポスターを掲示することができる。
- 8 前項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル)とし、命令で定めるところにより、必要事項を印刷の上、議員候補者一人について、四百枚を交付する。
- 9 第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)及び第四百四十七條(文書図面の撤去)の規定は、前二項のポスターの掲示について、準用する。
- 10 第一項の個人演説会につき選挙運動のために使用する文書図面は、演説会場外においては、第七項の演説会告知用のポスター及び第四百四十三條第一項第四号(演説会場における文書図面の掲示)の規定により使用することができる(一箇に限る)の外、掲示することができない。
- (他の演説会の禁止)
- 第二百一十一條の四 衆議院議員の選挙においては、選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行ふ立会演説会及び個人演説会を除く外、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。
- (選挙公報の字数の制限)
- 第二百一十一條の五 衆議院議員の選挙における選挙公報の掲載文は、字數千五百を超えてはならない。
- (選挙運動に関する支出金額の特例)
- 第二百一十一條の六 衆議院議員の選挙における第四百九十四條(選挙

- 運動に関する支出金額の制限)及び第四百九十五條(選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)の規定による選挙運動に関する支出金額の算出の基準となるべき金額は、四円とする。
- (選挙運動期間中の政党その他の政治団体の政治活動)
- 第二百一十一條の七 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭演説(連呼行為を含む)の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用及びポスターの掲示については、その選挙運動の期間中に限り、これをすることができない。但し、全国を通じて二十五人以上の所属議員候補者を有する政党その他の政治団体が左の各号の規定によりする場合は、この限りでない。
- 一 政談演説会の開催については、一選挙区につき一回
- 二 街頭演説(連呼行為を含む)の開催については、第三号の規定により使用する自動車上
- 三 政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用する自動車については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
- (イ) 所属議員候補者が二十五人以上百人未満の場合 三台以内
- (ロ) 所属議員候補者が百人以上二百人未満の場合 五台以内
- (ハ) 所属議員候補者が二百人以上の場合 八台以内
- 四 ポスターの掲示については、政策の普及宣伝及び演説の告知用として一選挙区につき千枚以内
- 2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、所属議員候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請し、その確認書の交付を受けなければならない。
- 3 自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 4 第四百四十一條第二項から第四項(自動車使用の証明書及び表示)までの規定は、第一項第三号の自動車の使用について、準用する。この場合において同條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)とあるのは「自治庁長官」と読み替へるものとする。
- 5 第四百四十四條第二項から第四項(ポスターの検印、型等)まで及び第四百四十五條(ポスターの掲示箇所)の規定は、第一項第四号のポスターについて、準用する。
- 6 第一項第四号のポスターには、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区の議員候補者の氏名を記載することができない。
- 7 第六十六條の二(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)の規定は、第一項第二号の街頭演説(連呼行為を含む。)について、準用する。
- (政党その他の政治団体の機関紙誌)
- 第二百一十一條の八 政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌については、第四百四十八條第三項(新聞紙及び雑誌の定額)の規定にかかわらず、前條第一項但書に規定する政党その他の政治団体の本部において直接発行し、且つ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で、自治庁長官に届け出たものいづれかに一に限り、第四百四十八條第一項及び第二項の規定を適用する。
- 2 前項の届出には、当該機関新聞紙又は雑誌の名称並びに編集人及び発行人の氏名を記載しなければならない。
- (63) 第二百二條第二項を削り、第三項中「前二項を」前項に「その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百二十五條(決定書の要旨の告示)の規定による告示の日」に改め、同項を第二項とする。
- (64) 第二百三條中「同條第三項」を「同條第二項」に改める。
- (65) 第二百六條第二項を削り、第三項中「前二項を」前項に「その決定があつた日」を「その決定書の交付を受けた日又は第二百二十五條(決定書の要旨の告示)の規定によ

昭和二十七年七月三十日、参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

る告示の日」に改め、同項を第二項とする。

(66) 第二百七条第一項中「同條第三項を」同條第二項に改める。

(67) 第二百九条の次に次の一條を加える。

(当選の効力に関する争訟における潜在無効投票)

第二百九条の二 当選の効力に関する異議の申立、訴訟の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効なるべき投票であつてその無効原因が表面にあらわれない投票で有効投票に算入されたことが推定され、且つ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、第九十五条(当選人の規定による有効投票の計算)については、その開票区ごとに、各候補者の得票数から当該無効投票数をそれぞれ一律に差し引くものとする。この場合において、開票区における当該得票数が当該無効投票数より少い候補者については、当該開票区においては、その得票数の限度において差し引くものとする。

(68) 第二百十五條及び第二百十六條中「第二百二條第三項を」第二百二條第二項に、「第二百十六條第三項を」第二百十六條第二項に改める。

(69) 第二百二十三條の次に次の一條を加える。

(新聞紙、雑誌の不法利用罪)

第二百二十三條の二 第四百十八條(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)第一項又は第二項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

(70) 第二百二十四條中「前三條を」前四條に改める。

(71) 第二百二十七條中「立会人」の下に「(第四百十八條代理投票)第二項の規定により投票を補助すべき者を含む。以下同じ。」を加える。

(72) 第二百三十五條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

(新聞紙、雑誌が選挙の公正を害する罪)

第二百三十五條の二 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

一 第四百十八條第一項但書(選挙報道等の公正確保)の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したときは、その新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

二 第四百十八條第三項(新聞紙及び雑誌の定義)に規定する新聞紙及び雑誌並びに第二百一十條の八(政党その他の政治団体の機関紙誌)に規定する機関新聞紙及び機関雑誌以外の新聞紙及び雑誌が選挙運動の期間中当該選挙に関し報道又は評論を掲載したときは、これらの新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

三 第四百十八條の二第三項(新聞紙、雑誌に対する地位利用の制限)の規定に違反して選挙に関する報道又は評論を掲載し又は掲載させた者

四 第四百十八條の三(新聞紙、雑誌の人氣投票掲載の制限)の規定に違反して新聞紙又は雑誌が人氣投票の経過又は結果を掲載したときは、その新聞紙又は雑誌を編集し又は発行した者

を掲載し又は掲載させた者

(選挙放送等の制限違反)

第二百三十五條の三 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

一 第五百一十一條の二(選挙放送の公正確保)の規定に違反して選挙の公正を害したときは、その放送をし又は編集をした者

二 第五百一十一條の三(選挙運動放送の制限)の規定に違反して放送をし又は放送をさせた者

(73) 第二百三十七條第二項中「投票した者」を「投票し又は投票しようとした者」に改める。

(74) 第二百三十七條の次に次の一條を加える。

(代理投票における記載義務違反)

第二百三十七條の二 第四百十八條(代理投票第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が選挙人の指示する候補者の氏名を記載しなかつたときは、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

(75) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(76) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(77) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(78) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(79) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(80) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(81) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

(82) 第二百三十九條第一号中「又は」を「又は」に改める。

の選挙運動の禁止」を、第三百三十七條(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)又は第三百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)に改め、同條に次の一号を加える。

四 第三百三十八條の二(署名運動の禁止)の規定に違反して署名運動をした者

(76) 第二百四十三條第四号中「(ボスターの教)を」(参議院全国選出議員の選挙運動用ボスター)に改め、第八号の次に次の三号を加える。

八の二 第六百六十四條の三(街頭演説)第一項の規定に違反して街頭演説をした者

八の三 第六百六十四條の四(連呼行為の制限)の規定に違反して連呼をした者

八の四 第六百六十四條の五(標旗を要する選挙運動の運動員)第二項の規定に違反して選挙運動に従事した者

十一 第二百一十一條の三第十項(個人演説会場の掲示)の規定に違反して文書図画を掲示した者

十二 第二百一十一條の四(他の演説会の禁止)の規定に違反して演説会を開催した者

(77) 第二百四十四條第三号「(ボスターの掲示箇所)及び第四号中(文書図画の撤去)の下にそれぞれ(第二百一十一條の三第九項(個人演説会告知用ボスター)において運用する場合を含む。)」を加え、第五号の次に次の一号を加える。

(78) 第二百四十七條中「第八十九條の下に」第一項を加える。

(79) 第二百五十一條第一項中「又は」を「又は」に改める。

(80) 第二百五十二條第二項中「又は」を「又は」に改める。

(81) 第二百五十二條の次に次の一條を加える。

(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)

第二百五十二條の二 政党その他の政治団体が第二百一十一條の七(政党その他の政治団体の政治活動の規制)第一項の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反

五の二 第六百六十四條の三(街頭演説)第四項の規定に違反して証明書又は標旗の呈示を拒んだ者

同條に次の一号を加える。

九 第二百一十一條の三第五項(個人演説会の確認)の規定に違反して確認を受けなかつた者

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

行為をした者は、五千円以上十
万円以下の罰金に処する。
2 左の各号の一に該当する行為
をした者は、五万円以下の罰金
に処する。

一 第二百一十一條の七第四項にお
いて準用する第四百四十一條第
三項又は第四項(自動車使用
の証明書及び表示)の規定に
違反して証明書を携帯せず、
表示をせず又は呈示を拒んだ
とき。

二 第二百一十一條の七第五項にお
いて準用する第四百四十四條第
二項から第四項(ポスターの
検印、型等)まで若しくは第
百四十五條(ポスターの掲示
箇所)又は第二百一十一條の七第
六項(候補者氏名の記載の制
限)の規定に違反してポス
ターを掲示したとき。

三 第二百一十一條の七第七項にお
いて準用する第六百六十六條の
二(夜間の街頭演説及び連呼
行為の禁止)の規定に違反し
て街頭演説(連呼行為を含
む)をしたとき。

(82) 第二百五十四條中「若しくは第
二百二十三條(公職の候補者及び
当選人に対する買収及び利害誘導
罪)」を、「第二百二十三條(公職の
候補者及び当選人に対する買収及
び利害誘導罪)若しくは第二百二
十三條の二(新聞紙、雑誌の不法
利用罪)」に改める。
(83) 第二百六十三條第七号中「選挙

運動用のポスター」を、「参議院全
国選出議員の選挙運動用ポス
ター」に改め、第十号中「施設(購
備を含む。の下に、「第六百六十四
條の三(街頭演説)の規定による標
旗及び第六百六十四條の五(標旗を
要する場合の運動員の腕章)の規
定による腕章)を、第十一号中「第
百七十三條(公職の候補者の氏名
等の掲示)」の下に「及び第七十
五條の二(投票記載所の氏名等の
掲示)」を加え、同條に次の一号を
加える。

十三 第二百一十一條の三第六項
(個人演説会場の立札の掲示)
の規定による掲示及び同條第
八項(個人演説会告知用ポス
ター)の規定によるポスター
に要する費用

(84) 第二百六十四條第二項中「前條
第六号から第九号まで」を「前條第
六号、第八号、第九号」に、第三
項中「当該市町村」を「当該地方公
共団体」に改める。

(85) 附則第六項中「大島支庁管内十
島村のうち、黒島、竹島及び硫黄
島」を「大島郡三島村及び十島村」
に改める。

(86) 別表第一中「苫小牧市」を「苫小
牧市」に、「一ノ関市」を「大船渡
市」に、「塩竈市」を「塩竈市」に、
「能代市」を「能代市」に、「由利
郡」を「横手市」に、「土浦市」を

「土浦市」に、「川越市」を「川越市」
に、「熊谷市」を「熊谷市」に、「秩父市」
を「秩父市」に、「松戸市」を「松戸市」
に、「野田市」を「野田市」に、「銚子市」を

「銚子市」に、「木更津市」を「木更
津市」に、「武蔵野市」を「武蔵野
市」に、「新津市」を「新津市」に、

「富山市」を「富山市」に、「高岡
市」を「高岡市」に、「大垣市」を
「大垣市」に、「多治見市」を「多治
見市」に、「島田市」を「島田市」に、

「舞鶴市」を「舞鶴市」に、「美木市」を
「美木市」に、「宇治市」を「宇治市」
に、「八尾市」を「八尾市」に、「富田林市」

「相生市」を「相生市」に、「城崎郡」を
「城崎郡」に、「児島市」を「児島市」
に、「大牟田市」を「大牟田市」に、

「佐伯市」を「佐伯市」に、「延岡
市」を「延岡市」に、「枕崎市」を
「枕崎市」に、「川内市」を「川内
市」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年九
月一日から施行する。但し、衆
議院議員の選挙に関しては、次
の総選挙から施行する。

2 改正後の公職選挙法第二百九
條の二の規定は、前項の規定に
かかわらず、この法律の公布の
日から施行する。但し、従前の
公職選挙法の規定による当選の
効力に関する争訟でこの法律の
公布の日において現に選挙管理
委員会に係属している異議の申
立若しくは訴訟又は裁判所に係
属している訴訟についても適用
する。

3 衆議院議員の選挙以外の選挙
で、昭和二十七年九月一日現在
既に従前の公職選挙法の規定に
よりその選挙の期日を公示又は
告示してある選挙に関しては、
なお従前の例による。但し、改
正後の公職選挙法第二百九條の
二の規定の適用を妨げない。

4 昭和二十七年九月一日(衆議
院議員の選挙にあつては次の総
選挙の期日)前に従前の公職選
挙法の規定により行われた選挙
に關してした行為に對する罰則
の適用については、なお従前の
例による。

5 政治資金規正法(昭和二十三
年法律第九十四号)の一部を
次のように改正する。
第十二條中「四月三十日、八月
三十一日及び十二月三十一日」を
「六月三十日及び十二月三十一日」
に改める。
第十三條第一項第一号及び第二
号を次のように改め、同項第三号
を第二号とする。

一 公職の候補者の選挙の期日
の公示又は告示の日前まで、
選挙の期日の公示又は告示の
日から選挙の期日まで及び選
挙の期日経過後になされた寄
附及びその他の収入並びに支
出については、これを併せて
精算し、選挙の期日から十五
日以内に

同條第二項を次のように改め
る。
2 前項の報告書の様式は、総理
府令でこれを定める。

(審査報告書は都合により附録に
掲載)
公職選挙法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係法律の整理に關
する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年七月二十八日
衆議院議長 林 義治
参議院議長 佐藤武敏

一八八二

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

(小字及び――は衆議院修正)

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

同條第三項中「九百四十円」を「千五百三十四円」に、「八百円」を「千三百三十六円」に、「六百九十円」を「千一百二十円」に改め、同條第五項中「四級地にあつては三百六十円の下に、五級地にあつては六百円を加へ、「百八十円」を「三百円」に、「二百二十五円」を「三百七十五円」に、「二百七十五円」を「四百五十円」に、「三百十五円」を「四百九十円」に、「三百六十円」を「五百二十五円」に改めらる。

同條第六項の表を次のように改める。

投票 区の選挙人数		区市町村	区・市	町	村
一五千人未満	七九五				五二五
一五千人以上	六二五				四二五
三千人未満	五二五				三七五
三千人以上	四七五				三三五
二千人未満	四二五				二七五
二千人以上	三七五				二七五
五百人未満	三二五 ^内				二二五 ^内

一八八五

同條第二項の表を次のように改める。

開票 區の選挙人数		区市町村	
区		市	
町		村	
一千人未満	四、九一八二 四、八八二	四、五八二 四、五五二	三、五五一 三、五二一
一千人未満	五、七四八 五、七一八	五、三三六 五、三〇六	三、九八八 三、九五八
二千人未満	七、八七二 七、八四二	七、二五四 七、二二四	五、二三二 五、二〇二
三千人未満	一〇、三八四 一〇、三五四	九、五六二 九、五三二	七、〇六三 七、〇三三
五千人未満	一三、五二四 一三、四九四	一二、四三六 一二、四〇六	九、一七三 九、一四三
一万人未満	一七、四〇二 一七、四〇一	一五、九六四 一五、九三四	一二、五八五 一二、五五五
一万五千人未満	二〇、五七〇 二〇、五四〇	一八、八七〇 一八、八四〇	一三、九五九 一三、九二九
二万人未満	二二、六六八 二二、六三八	二二、六八二 二二、六五二	一五、九七七 一五、九四七
三万人以上	三〇、〇三二 三〇、〇〇二	二七、四九八 二七、四六八	二〇、四一二 二〇、三八二

一五
万千
人人
未以
著上

六八〇四

[illegible]

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

同條第四項の表を次のように改める。

開票区 の開票日	区市町村	
	区	市 町 村
開票日の 選挙人数	日曜日又は休日	日曜日又は休日
一千人未満	二、二一〇円	一、九二〇円
一千人未満	二、六五二円	二、三〇四円
二千人未満	三、九七八円	三、四五六円
三千人未満	四、八六二円	四、二二四円
五千人未満	六、一八八円	五、三七六円
一万人未満	八、一七七円	七、一〇四円
一万人以上	八、八四〇円	七、六八〇円
二万人未満	一〇、一六六円	八、八三三円
三万人以上	一一、九三四円	一〇、三六八円

同條第六項中「六百六十六円」を「七百五十円」に改める。

第六條第一項中「十一万二千八百円」を「十二万四千五百二十八円」に改め、同條第二項中「四千

二万八千四百四十六円」を「五十二万二千三百六十六円」に改める。

同條第三項の表を次のように改める。

選挙区又は選挙分会 が開かれる地	区 市 町 村	
	区	市 町 村
選挙区又は選挙分会	二、二一〇円	一、九二〇円
衆議院議員選挙会	二、六五二円	二、三〇四円
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三、九七八円	三、四五六円

同條第四項中「四級地にあつては一万二千六百円の下に、五級地にあつては二万一千円」を加え、「六千三百円」を「一万五百円」に、「七千八百七十五円」を「一万三千百二十五円」に、「九千四百五十円」を「一万五千七百五十円」に、「二万一千二百五十円」を「二万七千六百五十円」に、「二万二千

六百円」を「一万八千三百七十五円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙区 の開票日	都道府県 の世帯数	
	都道府県 は候補者 の府県	その他 の道及 府
二十万未満	二、二一〇円	一、九二〇円
二十万未満	二、六五二円	二、三〇四円
三十万未満	三、九七八円	三、四五六円
四十万未満	四、八六二円	四、二二四円
五十万未満	六、一八八円	五、三七六円
五十万未満	八、一七七円	七、一〇四円
五十万未満	八、八四〇円	七、六八〇円
五十万未満	一〇、一六六円	八、八三三円
五十万未満	一一、九三四円	一〇、三六八円

第八條の表を次のように改める。

選挙区 の開票日	候補者数	
	衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
十四人未満	二、二一〇円	一、九二〇円
十四人未満	二、六五二円	二、三〇四円
二十人以上	三、九七八円	三、四五六円
二十人以上	四、八六二円	四、二二四円
三十人以上	六、一八八円	五、三七六円
三十人以上	八、一七七円	七、一〇四円
三十人以上	八、八四〇円	七、六八〇円
三十人以上	一〇、一六六円	八、八三三円
三十人以上	一一、九三四円	一〇、三六八円

第九條第一項の表を次のように改める。

二百人以上	104
二百五十人未滿	
二百五十人以上	120
三百人未滿	
三百人以上	136
三百五十人未滿	
三百五十人以上	151

同條第二項中、「二百四十四円」を「四百十四円」に、「二百十六円」を「三百六十一円」に、「百二十五円」を「三百二円」に改める。

百五十坪以上	百五十坪以上	百五十坪以上	百五十坪以上	五十坪未満	開催の時		区市町村
					演説会場の施設の坪数	演説会場の施設の坪数	
四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	午前八時三十分から午後五時三十分までの間	昼間	区
一、〇八一	一、〇〇二	九六三	九五四	九五四	午後五時から午後八時三十分までの間	夜間	
四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	午前八時から午後五時三十分までの間	昼間	市
一、〇〇八	九二九	八九〇	八八一	八八一	午後五時から午後八時三十分までの間	夜間	
四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	午前八時から午後五時三十分までの間	昼間	町村
九一九	八四〇	八〇一	七九二	七九二	午後五時から午後八時三十分までの間	夜間	

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七項中「四級地にあつては百四十四円」の下に「、五級地にあつては二百四十円」を加え、「七十二円を」百二十円に、「九十円を」百五十円に、「百八円を」百八十円に、「百二十六円を」百九十五円に、「百四十四円を」二百十円に改め、同項を同條第六項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 演説会が土曜日の午後（土曜日の晝間で午後零時三十分以降をいうものとする。以下同じ。）又は日曜日若しくは休日^ニの晝間^ニに行われる場合の基本額は、夜間の基本額によるものとする。

第十條第一項の表を次のように改める。

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

同條第二項を次のように改める。

2 立会演説会が勤務地手当を支給する地域において行われる場合においては、区にあつては千三百円、市にあつては九百六十二円、町村にあつては八百六十四円に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。但し、平日の晝間(土曜日の午後を除く)に行われる場合においては、この限りでない。

同條第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

第十二條中「四百兩」を「七百兩」に、「千二百兩」を「二千兩」に、「八千兩」を「一万三千三百兩」に改める。

(ポスター用紙製)
第十二條 参議院全国選出議員の選挙において候補者が使用するポスター用紙の料金の額は、候補者一人について一万三千三百円とする。
第十三條 第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選舉人五十萬人以上	五十萬人以上
の教未滿	百五十萬人未滿
	二百五十萬人未滿
	三百五十萬人未滿
	三百五十萬人以上

[illegible][illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所

二四四、七七〇円	二三九、五七四円
七七一、五三〇円	

三 大 都 市
四 区

七六八 六一四四

選挙人の数	五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
-------	-------	----------------	-----------------	--------

金額	金
三〇九、二五六	三〇六、〇九〇
四二八、四二六	四一五、一三〇
五九一、一七六	五八七、六三〇
七七六、四〇六	七七二、五九〇

五市

選挙人の数	金額
三万人未満	一、四〇〇円
三万人以上五万人未満	一、四六〇円
五万人以上十万人未満	二、二〇〇円
十万人以上十五万人未満	三、〇〇〇円
十五万人以上	三、八〇〇円

六町村

選挙人の数	金額
一千人未満	三、七〇〇円
一千人以上二千人未満	三、七五〇円
二千人以上三千人未満	三、八〇〇円
三千人以上五千人未満	三、八五〇円
五千人以上一万人未満	三、九〇〇円
一万人以上二万人未満	三、九五〇円
二万人以上	四、〇〇〇円

同條第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	一、九二〇円
五十万人以上一百万人未満	三、八〇〇円
一百万人以上二百万人未満	三、八五〇円
二百万人以上三百万人未満	三、九〇〇円
三百万人以上	三、九五〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

五市

選挙人の数	金額
三万人未満	一、四〇〇円
三万人以上五万人未満	一、四六〇円
五万人以上十万人未満	二、二〇〇円
十万人以上十五万人未満	三、〇〇〇円
十五万人以上	三、八〇〇円

六町村

選挙人の数	金額
一千人未満	三、七〇〇円
一千人以上二千人未満	三、七五〇円
二千人以上三千人未満	三、八〇〇円
三千人以上五千人未満	三、八五〇円
五千人以上一万人未満	三、九〇〇円
一万人以上二万人未満	三、九五〇円
二万人以上	四、〇〇〇円

同條第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	一、九二〇円
五十万人以上一百万人未満	三、八〇〇円
一百万人以上二百万人未満	三、八五〇円
二百万人以上三百万人未満	三、九〇〇円
三百万人以上	三、九五〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

五市

選挙人の数	金額
三万人未満	一、四〇〇円
三万人以上五万人未満	一、四六〇円
五万人以上十万人未満	二、二〇〇円
十万人以上十五万人未満	三、〇〇〇円
十五万人以上	三、八〇〇円

六町村

選挙人の数	金額
一千人未満	三、七〇〇円
一千人以上二千人未満	三、七五〇円
二千人以上三千人未満	三、八〇〇円
三千人以上五千人未満	三、八五〇円
五千人以上一万人未満	三、九〇〇円
一万人以上二万人未満	三、九五〇円
二万人以上	四、〇〇〇円

同條第四項中「二千六百十円」を「三千六百十円」に、「千八十円」を「千八百円」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地域	都道府県	市町村等	都道府県	都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村
一 級	地	四、五〇〇円		二、二五〇円
二 級	地	五、四〇〇円		二、七〇〇円
三 級	地	五、八五〇円		二、九五〇円
四 級	地	六、三〇〇円		三、一五〇円
五 級	地	七、二〇〇円		三、六〇〇円

同條に次の一項を加える。

6 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、前各項の規定によつて計算した経費の基

準額に十五万人をこえる数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

第十四條第一項の表中「五〇〇」を「一、〇〇〇」に、「一、〇〇〇」を「一、〇〇〇〇」に改める。

第十七條に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用については、参議院地方選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院全
 国選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合における選挙会経費又は選挙
 分会経費の基本額は、二十八万二千三百四十三円二十六万八千八百八十三円とする。

参議院地方選出議員の再選若しくは補欠選挙又は参議院全国選出議員の再選若しくは補欠選挙をそれぞれ單獨に行う場合における第六條第三項の規定の適用については、同項の表中「二七、一九五」とあるのは「一六、五七六」と、「二三、七〇六」とあるのは「一四、四四八」とする。

第二十條 ○の見出し中「及び世帯数」及び同條第二項を削る。

附
則

1 この法律は、公布の日から施行する。○但し、第四條から第七條まで、第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十七條、第十九條及び第二十條の改正規定並びに附則第五項から第七号までの規定は、昭和二十七年一月一日から適用し、第八條の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日の後のはじめて行われる衆議院議員の総選挙から、参議院議員の選挙については同年九月一日から、第十二條の改正規定は、同年九月一日から施行する。

この法律公布の日後はじめて行われる衆議院議員の総選挙及びその後に行われる衆議院議員の選挙については、第一條第一項の改正規定にかかわらず、選挙権を行使する者の基本額は、左の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

[illegible]

〔西鄉吉之助君登壇、拍手〕

○西郷吉之助君 只今議題となりまし

た公職選挙法の一部を改正する法律案について、法案の内容の概略と、地方

行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかるものであります。

改正案の内容は、(一)選挙運動に関する事項、(二)選挙運動費用に関する事

項、(三)選挙管理に関する事項、(四)その他の事項に大別することができるので

3 この法律公布の日の後はじめて行われる衆議院議員の総選挙及びその後に行われる衆議院議員の選挙については、国民演説会の会場を表示する立札一箇の経費の額は、五百円とする。

この法律公布の日の後ばじめて行われる衆議院議員の総選挙及びその後に行われる衆議院議員の選挙において、候補者が用する個人演説会の告知のためのポスター用紙の経費の額は、候補者一人について千五百円とする。

昭和二十七年一月一日から第八條の改正規定施行の日までの間に行われ又は行われる国会議員の選挙については、同條の本文額は、左の裏に掲げたる通りとする。

選舉	參議院議員選舉又は參議院地方選出議員選舉	衆議院議員選舉又は衆議院地方選出議員選舉
----	----------------------	----------------------

候補者數	選舉	參議院議員選舉又は參議院地方選出議員選舉	參議院全國選出議員選舉
十四人未滿	三一六円		一円
二十四人未滿	三三二		一
二十七八人未滿	三四八		五四
百二十人未滿			七二
百五十人未滿			八八
二百五十人未滿			一〇四
二百五十人未滿			一二〇
三百五十人未滿			一三六
三百五十人以上			一五二

昭和二十七年一月一日から、この法律公布の日の日を以て行われる本臨時議員の補選等までの間に付される本臨時議員の額は、候補者一人についてそれぞれ左の各号に掲げる額とする。但し、参議院地方選出議員の選挙にあつては、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合においては、その一を増すことに七百円を加算する。

衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者
二千円

第五條第一項及び第六項、第六條第一項及び第二項並びに第十三條第一項の改正規定を昭和二十七年一月一日から同年三月一日から施行する。

三十一日までの間に行われた国会議員の選挙に適用する場合には、これらの規定の定める経費の額に含まれる旅費のうち不要分を減算するものとする。

第一、選挙運動については、

(1) 選挙運動期間を短縮する。

と。即ち選挙の期日の公示又は告示の時期及び立候補届出期限を改正す

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。(四)第三種郵便物の認可のあるものであること。(五)当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前六月以来(六)及び(七)に該当し、引続き発行するものであること。

(2) 前掲条件を具備する新聞紙又は雑誌を発行するものが発行する新聞紙又は雑誌で、(八)及び(九)の条件を具備するもの。

七、衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員の選挙について。

(1) 個人演説会の開催回数を六十回とし、個人演説会の告知用のポスター千二百枚を交付するものとする。

(2) この法律に定めるところの立会演説会及び個人演説会を除くほか、選挙運動のためにする演説会(座談会を含む)は、如何なる名義を以てするを問はず、開催することができないものとする。

八、街頭演説等のための標旗に關し、参議院全国選出議員の選挙に係る選挙運動については、一つの都道府県においては、同時に二以上の標旗を掲げることができないこと。

九、連呼行為における自動車以外の諸車の制限を廃止すること。

十、標旗を要する選挙運動の運動員の数は、参議院全国選出議員の場合にあつては、候補者一人について、一都道府県ごとに十五人以上とすること。

十一、衆議院議員、参議院地方選出議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員の選挙においては、選挙公報の

掲載文の字数を千五百字までとし、その他の選挙については現行通り五百字までとすること。

十二、公職の候補者の氏名揭示期間の改正に伴い、氏名掲載の順序についての規定に所要の修正を加えること。

十三、潜在無効投票の処理については、開票区ごとに、各候補者の得票数から当該無効投票数を各候補者の得票数に応じて按分して得た数をそれぞれ差し引くこと。

十四、当選無効の原因となる選挙犯罪に關する刑事事件については、裁判所において事件を受理した日から百日以内に判決ができるように努めなければならない旨の規定を設けること。

十五、罰則の規定中、新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害した場合においては、当該新聞紙又は雑誌の編集者を実際に担当した者及びその新聞紙又は雑誌の経営を担当した者を罰すること。

十六、その他若干の点につき所要の修正を加えること等であり、以上修正の内容を法文化したものはお手許に配付いたしました通りであります。

かくて採決の結果、右修正案は全会一致を以て、又修正部分を除く衆議院送付の原案は多数を以て、これを可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

なお最後に、本法案の審議中、知事その他の公務員の国会議員に対する立候補制限の問題については、委員会において審議を盡す時間の余裕がなかつたので、特にこの問題は別途地方行政委員会より要求中の継続調査の中に含め

て、今後これを十分審議すべきことを委員会において全会一致を以て決定いたしました。この点特に申し添えます。

右御報告いたします。(拍手)

只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法案は、衆議院提出に係るものでありまして、その内容は、公職選挙法の一部を改正する法律案に關連して、公職選挙法の規定を準用しておきます地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、漁業法及び農業委員会法の関係條文の整理を行おうとするものであります。

地方行政委員会においては、衆議院議員中川俊郎君より提案理由の説明を聴取し、関係者との間に質疑応答を重ねた後、本月二十九日討論に入り、次の修正案が提出されました。その内容は、公職選挙法の一部を改正する法律案に對する地方行政委員会の修正に伴う字句の修正でありまして、これを法文化したものはお手許に配付いたしました通りであります。

かくて採決の結果、右修正案に對しては全会一致を以て、又修正部分を除く原案に對しては多数を以て、これを可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

只今議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、(一)国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律(以下基準法と略称いたします)の施行後に行われた公務員の給与の改訂、鉄道旅客運賃、郵便料金及び電信電話料金の改訂、用紙、燃料その他の物価の騰貴、並びに公職選挙法の一部改正に伴う選挙事務の態様の変更等により基準を改めること。(二)基準法施行の実績に鑑み、選挙人の数が十五万以上の市及び区の選挙事務に要する経費の基準額に一定額を加算する規定を新設すること等を主要な内容とし、その他規定の整備を行なわんとするものであります。

この政府原案に對し、衆議院において、今回同院提出の公職選挙法の一部を改正する法律案、特に衆議院議員の選挙の特例の規定等に照応して、選挙公報の拡充、候補者氏名等揭示の改善、個人演説会表示の立札の公費、個人演説会告知用ポスター等については、基準を増額又は新設し、選挙運動用ポスターについては、その廃止の原則に伴つて、基準額を参議院全国選出議員の場合についてのみ規定する等の修正が加えられております。而して内閣提出の改正原案によれば、公職選挙法に基く選挙執行経費中、地方委託費は総額十二億四千五百六十四円となる計算であり、衆議院の修正によれば、これに一億三千九百八十万円を増加することになります。それは予算の枠内での調整にとどめ、予算の額自体には影響を来さない次第であります。

地方行政委員会においては、保利官房長官より提案理由の説明及び衆議院の修正理由の説明を聞き、関係者との間に質疑応答を重ねた後、本月二十九

日に討論に入りましたところ、各党会派共同提案により、次のような修正案が提出されました。

即ちその修正の要旨は、個人演説会の回数増加に伴う演説会場の施設費、選挙運動用及び個人演説会告知用ポスター、個人演説会の立札、選挙公報発行の経費の基準額等にそれら、所要の修正を加えるものであります。以上修正の内容を法文化したものは、お手許に配付いたしました通りであります。なお、この修正によつて予算総額は動かし、即ち既定予算の枠内におけるやりくりによつて賄うことに相成つております。

かくて討論を終り、採決の結果、本法案は、右修正案は全会一致を以て、又修正部分を除く衆議院送付の原案は多数を以て、これを可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議決に決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

〇副議長(三木 治朗君) 公職選挙法の一部を改正する法律案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

〇須藤五郎君 私は日本共産党を代表しまして、只今上程されました公職選挙法の一部を改正する法律案並びに同修正案に對して反対するものであります。あの売國的講和條約の発効以來、我が国に對するアメリカ帝國主義者の軍事的植民地支配はますます露骨に推し進められており、これに従つて吉田政府の売国ぶりもますます露骨になつて來ておるのであります。曾つて吉田首相のいわゆる和解と信頼の講和のデマを信じ、占領中より

日に討論に入りましたところ、各党会派共同提案により、次のような修正案が提出されました。

即ちその修正の要旨は、個人演説会の回数増加に伴う演説会場の施設費、選挙運動用及び個人演説会告知用ポスター、個人演説会の立札、選挙公報発行の経費の基準額等にそれら、所要の修正を加えるものであります。以上修正の内容を法文化したものは、お手許に配付いたしました通りであります。なお、この修正によつて予算総額は動かし、即ち既定予算の枠内におけるやりくりによつて賄うことに相成つております。

かくて討論を終り、採決の結果、本法案は、右修正案は全会一致を以て、又修正部分を除く衆議院送付の原案は多数を以て、これを可決すべきものと決定いたしました。よつて本法案は修正議決に決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

〇副議長(三木 治朗君) 公職選挙法の一部を改正する法律案に對し討論の通告がございます。順次発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

〇須藤五郎君 私は日本共産党を代表しまして、只今上程されました公職選挙法の一部を改正する法律案並びに同修正案に對して反対するものであります。あの売國的講和條約の発効以來、我が国に對するアメリカ帝國主義者の軍事的植民地支配はますます露骨に推し進められており、これに従つて吉田政府の売国ぶりもますます露骨になつて來ておるのであります。曾つて吉田首相のいわゆる和解と信頼の講和のデマを信じ、占領中より

は、ましになるだろうと考えていた人たちが、今日では吉田総理は日本をアメリカに売渡したのだと、はつきりと知つて、吉田政府を売国奴と呼び、吉田政府の打倒を要求しておるのであります。今や売国阿修羅、行政協定に対する国民の憤激は日ごとに高まり、平和と独立のための闘いは一日と拡大されて来ております。そして吉田政府と自由党は民族の敵としてますます国民から孤立して行つております。このことは、吉田総理のお膝下高知でさえ、数次の選挙において自由党は惨敗しておる事実によつても明らかであります。このような国民の憤激におびえた政府は、破防法を中心とした弾圧法を制定して国民を弾圧すると共に、選挙法を改悪して、東條式翼賛選挙によつてその売国政権を維持しようとし、必死になつておるのであります。このことは本改正案の中に露骨に現われております。

第一に、本改正案は大衆的な選挙運動を禁止するものであります。吉田政府と自由党にとつて何よりも恐ろしいことは、大衆が選挙に参加し、政治運動をすることによつて、革命的に鍛え上げられて行くことである。それ故、自由党はあらゆる機会に国民を政治から遠ざけようと努力しておるのであります。選挙期間の短縮、供託金など選挙費用の増額、未成年者の選挙運動及び選挙期間中の署名運動の禁止、無料葉書の削減、ポスター

の禁止、選挙運動員の制限、街頭演説会、屋内演説会、連呼行為の制限等、明らかに大衆的な選挙運動を弾圧するものであります。言論を封じて金の力のみによつて出て来る議員なれば、むしろ金庫を議席に並べたほうが気がきいておるのであります。

第二に、本改正案は、選挙目当のゴロツキ新聞を禁止するためと言つて、新聞雑誌の報道及び評論の自由を制限を加へているが、これは明らかに、労働組合、農民組合、その他の民主的大衆団体の選挙報道の禁止を狙つて、憲法に保障された出版の自由、表現の自由の権利を制限禁止するものであります。第三に、本改正案は政党的政治活動の制限禁止している点であります。即ち、政党的行方政説演説会、街頭演説、ポスター、機関紙などに制限を加へ、又二十五人の候補者を持たない政党は政党として認めないことなどであり、翼賛選挙であります。

更に政府は、この選挙法の改悪を行つと共に、選挙管理委員会を廃止して自治庁に合併する一方、直接選挙の取締に当る警察を総理大臣の指揮監督の下に置くこととしておるのであります。このことは、時の政府によつて選挙が運営され、思いのままに権力による選挙干渉取締を行おうとするもので、一切の反対党の弾圧を公然と行なつてい

ります。このように、一方では金の力から選挙のデマを振りまきながら、あらゆる改悪を行つ半面、実費弁償及び報酬、茶菓の提供などの名目で買収の抜け道を作り、金と物による腐敗選挙を準備しておるのであります。以上のように、本改正案は、国民の平和と独立の闘争の高まりの前におびえる自由党を中心とする売国勢力が如何に国民を弾圧し欺瞞せんかとの陰謀であると断ぜざるを得ないのであります。悪質な社会民主主義者が本改正案に對して双手を挙げて賛成しているのも決して偶然ではありません。だが併し、あの血のメーデー、破防法反対のゼネストを闘ひ抜いた英雄的労働者階級を中心とする国民の闘争の前には、自由党を中心とする売国勢力は必ず粉砕されるであろうことを断言し、本改正案並びに修正案に反対するものであります。

○副議長(三木清) 若本勝蔵君。(若本勝蔵君登壇、拍手)
○若本勝蔵君 私は社会党第四控室を代表いたしました。只今議題となりました公職選挙法一部改正の法律案に對し、委員会の修正及び修正部分を除く部分に賛成の意見を表明するものであります。

衆議院における公職選挙改正特別委員会が本法案を提出した理由は、既往の選挙の実情に鑑み、現行法の欠陥を是正して、選挙の公明刷新、選挙運動

費の適正を図るため、選挙運動に適當な制限を加へると共に、選挙の管理執行に關する規定を整備しようとするところにあるのであります。然るに本案の内容をつぶさに検討いたしましたるに、選挙運動費の削減に名をかり、選挙運動に關し実に三十余項目に亘り必

要以上の制限を加へ、選挙の自由を束縛し、却つてその言ふところ公正を失する虞れある点が多々指摘されるのであります。その主要な点について申述べらるれば、
第一に、選挙期日の公示又は告示の期日を短縮し、選挙運動の期間を衆議院議員、知事、都道府県教育委員、市の長、議員及び教育委員等の運動期間を五日間、又町村の長、議員及び教育委員にあつては更に十日間に減らしているものであります。特に町村の選挙では、現在の運動期間の二十日間が半分に短縮されたことは、選挙そのものがスムーズに行われるかといふことすら疑問とするところであり

ます。言うまでもなく選挙運動の期間を短縮することは、事前運動を招来することや、又最悪の場合は候補者をして、買収、懐柔の悪質な不正手段に迫り込む危険を包蔵し、提案者のいう公明な選挙とはおよそ反対の方向に走る場合を生ずるに至ることは、既往の選挙に照らして推測に難くないところであります。

であり、選挙運動における必須の要件は、候補者が已が政策をあらわく選挙民に浸透させるところにあるのでありまして、この目的達成の手段上最も迅速且つ広汎に活動を助ける重要なものは、自動車、拡声機、船舶であることは、議論の余地のないところであり、特に拡声機の数を減らすことは、この点において支障の甚大なものであるのに、原案でこれらを無視していることについては甚だ了解に苦しむところであり、

第三に、無料葉書を衆議院議員選挙の特例として現行の三万枚を一万枚に減じたこと、又参議院全国選出議員の選挙の場合を除き、文書、図画のうち選挙運動用ポスターの掲示を全面的に禁止したことであり、候補者の政策を山間僻地に至るまで選挙民に周知徹底させるためには、あらゆる手段を盡せしむべきであります。この意味において無料葉書やポスターは極めて重要なものであるにもかかわらず、これを減少又は禁止することは、正常な選挙運動の具備すべき條件を欠くものであり、特に名の売れていない新人にとつては極めて不利なものとなることは明らかなことであり、

第四に、いわゆる選挙目当の新聞雑誌を禁止するということに藉口して、徒らにその報道、評論の自由を制限せんとしたことであり、原案では、新聞紙、雑誌の発行回数、又選挙

期日の公示又は告示の前一年以来引続
き発行しているという点、更に新聞紙
にあつては社団法人たる新聞協会の会
員、雑誌にあつては社団法人たる出版
協会の会員であること等によりまして
制限しようとしているのであります。

これは全く一部特定な現象に感惑され
て、新聞雑誌の使命を没却し、正当な
選挙の報道、公正な批判を選挙民から
剝奪し、選挙に対する国民の目を塞が
んとするものであり、たに選挙の自
由を束縛するのみならず、憲法第二十
一條に規定される言論、出版その他一
切の表現の自由の保障を無視し、まさ
に憲法違反の虞れありとすら考えられ
るのであります。

第五に、個人演説会の回数を甚だし
く制限し、告知用のポスターの数を僅
少にし、且つ立会演説会及び個人演説
会を除く選挙運動のためにする演説会
は開催を禁止したことであり、また、演
言を要するまでもなく、候補者の演説
は選挙運動の中軸をなすもので、その
政策の浸透は勿論、選挙民のパローメ
ターとも言うべきものであります。演
説会を通じて選挙民に批判の機会を興
えることこそ民主政治の生命であり、
はた又、国民の民主的教養を高める最
良の機会でもあるのであります。(「そ
うだよ」と呼ぶ者あり)原案はただ単に
選挙費用の縮減等、当面選挙運動の制
限に偏重し、この重要な民主政治の向
上の一面を没却していることは甚だ遺

憾とすることであり、(「それが賛
成討論か」と呼ぶ者あり)

第六に、選挙運動のためにする街頭
演説について、候補者の一人につき一
本の標旗を交付し、それを所持する場
合以外ではできないと規定したことであ
ります。前述のごとく候補者の演説は
選挙運動の中軸をなすものであり、特
に街頭演説はこれを最も手早く効果的
にするものであることは、既往の選挙
の経験から万人ひとしくこれを認める
ところであり、これを極度に制限し、
一人の候補者については一カ所よ
りやれないとしたことは、公明自由な
いわゆるガラス張りの言論戦を回避す
るも甚だしいものであり、かくのご
き制限は、やがて公明であるべき選挙
を忌むしい闇の選挙に追い込む危険を
多分に含むと共に、隠れたる優秀な新
人の進出に対し、その機会を奪うもの
であると断ぜざるを得ないのでありま
す。この点については、選挙制度調査
会においてすら、候補者一人につき標
旗三本まで認めていたものであります。
第七には、衆議院議員選挙の特例と
して、政党その他の政治団体の政治活動
について極端な制限の規定を設けたこ
とであります。原案では政談演説会は
一選挙区につき一回とすること、政治
活動を行うことができる政党その他の
政治団体は、全国を通じて二十五名以上
の候補者を有するものに限定し、その
候補者の数によつて使用の自動車の場合

数をきめ、又その発行する機関新聞紙、
又は雑誌の選挙に関する報道及び評
論を規定したものであります。政党、
政治団体は、政治活動を除いて存在の
理由がないのでありまして、選挙の機
会において、政党、政治団体の政策を
自由に普及浸透させるところに政党の
成長があり、政党政治の意義があるの
であります。然るに原案において、憲法
第二十一條に規定されている集会、結社
及び言論、出版その他一切の表現の
自由の保障まで無視して、政党その他
の団体に對して二十五名の立候補者
を有するものに限つて政治活動を行わ
しめるように制限したことは、その意
味察にあらぬのか了解に苦しむところ
であります。(「一つも賛成するところ
ないじやないか」と呼ぶ者あり)
これを要するに、衆議院送付の原案
は「賛成討論だ」と呼ぶ者あり)現行
法によれば選挙運動の費用が多額に上
るといふことに藉口して、運動のあら
ゆる面に大幅な制限を加えたものであ
りまして、それがために、候補者の演説
や、或いは新聞雑誌の報道、評論の自
由等、選挙運動の中核とも言うべき言
論の自由の抑圧となり、又政党、政治
団体の政治活動の極端な束縛となつ
て、候補者は勿論、政党、政治団体は
選挙民にその政策を十分に浸透させる
機会と方法を奪われてしまつてゐるの
であります。一方、選挙民の側からす
れば、候補者、政党等の政策を十分批判

する機会を與えられず、明確な判断の
下に選挙権を行使することができない
状態に置かれてゐるのであります。こ
のような状態は全く民主的な選挙の基
本線を外れたものでありまして、我が
国の民主政治の成長に甚だしいブレ
キをかけるものと言わざるを得ないの
であります。委員会の修正は主として
この極端な行き過ぎの部分を是正に着
目されてゐるのであります。即ち拡声
機の数を一箱から二箱に増加し、個人
演説会の回数を四十回から六十回に殖
やし、(「五割増えた」と呼ぶ者あり)
併せてその告知用のポスターの枚数を
原案の四百枚を千二百枚に改め、(「三
倍、大したものだ」と呼ぶ者あり)更に
原案で禁止されたポスターを地方区の
参議院の選挙に二千枚を限り復活し、
選挙公報の字数を現在の三倍まで増加
する等、言論の制限を緩和すると共に
に、新聞雑誌の報道、評論の自由に対
する束縛規定を緩和したことは、原案
に比べて公明な選挙に幾分の明るさを
取戻したことが認められるのであり
ます。(「ちよつとおかしい」と呼ぶ者
あり)次に、候補の氏名の掲示の順序
を規定した点、当選争訟におけること
の潜在無効投票の処理を合理的な方
法に改めたこと、当選無効の原因とな
る選挙犯罪の処理、罰則規定の改正等
は、選挙管理上適切な措置が図られた
ものと言ふべきであります。

かくのごとく、委員会の修正によつ
て、原案における選挙運動の極端なる
制限が是正され、選挙管理上の二、三の
点が適正化されたとしても、本法案の
全貌を通じて、自由、公明な選挙といふ
ことは、未だ多くを期待したいので
あります。我が党をいたしまして
は、不満の点を有するものであります
が、(「なぜ反対しないか」と呼ぶ者あ
り)原案よりも我々の意図するところ
に近づいたものとして賛成する次第
であります。(拍手、「そんな乞食根性
で、いつ問題が解決するか」と呼ぶ者
あり)

○副議長(三木治朗君) これにて討論
の通告者の発言は全部終了いたしました。
た。討論は終局したものと認めます。
これより三案の採決をいたします。
三案全部を問題に供します。委員長の
報告はいずれも修正議決報告でござい
ます。委員長報告の通り修正議決する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて三案は委員会修正通り議
決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程
の順序を変更して、日程第四より第二
十六までの諸議案及び日程第四十一よ
り第五十五までの陳情を一括して議
題とすることに御異議ございません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

昭和二十七年七月三十日 参議院會議第七十二号 元軍人恩給復元に関する請願(五十件)外三十七件

一八九四

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

(河井彌八君登壇、拍手)

○河井彌八君 議題となりました請願及び陳情に関する内閣委員会の審議の結果について御報告申し上げます。

請願、陳情は合せて五百六十六件でありまして、これを分類いたしますと、その第一は恩給関係のもの、その第二は行政機構関係のもの、その第三は行政運営に関するもの、この三種であります。

第一種の恩給関係の請願及び陳情のうちで、その一つは軍人恩給関係の請願及び陳情であります。これは大体趣旨が同様でありますので一括して報告をいたします。これらの請願者及び陳情者は、いずれも元軍人、老齡軍人、傷病軍人、軍人遺家族、軍関係公務員等でありまして、いずれも軍人恩給の復活を要望いたしておりますが、いわゆる軍人恩給は、昭和二十一年ポツダム勅令の形で出ておりますところの勅令第六十八号によつて禁止又は制限せられておつたのであります。これら多数の元軍人らのいわゆる軍人恩給復元の強い要望に對しましては、すでに今国会におきまして恩給法の特例に関する件の措置

に関する法律が制定せられることになりました。而してこの法律によりますと、先に述べました勅令第六十八号は、明年三月三十一日までは法律としての効力を有するものとしてこれを存続せしめると共に、他方において恩給法特例審議会を設けて軍人恩給復元の問題を審議せしめることとしたのであります。この軍人恩給復元の問題につきましては、去る五月二十六日、当院においてこの法律案の委員長審査報告をいたしました際に詳細を盡して申述しておきました通りでありまして、政府においてもその実現について十分誠意を以て考慮いたすこととありますから、軍人恩給に関する多数の請願者及び陳情者の要望は、恐らく明年三月までにはかなえられるであろうと信ずるのであります。その二は、いわゆる恩給不均衡は正に關するものでありまして、昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員の恩給が、その後退職した公務員の恩給に比べて大きく差がありますから、これを是正してもらいたいという趣旨のものであります。この恩給不均衡是正の問題につきましては、今国会において、昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特例措置に関する法律が成立いたしましたから、請願者及び陳情者の要望の大部分はこれによつて達せられることと思うのであります。その三は、養護教諭等の前歴をば恩給年数

に加算せられたいという趣意のものであります。即ち学校看護婦及び養護婦は、一般教職員の場合における代用教員、代用保母に相当するものでありますから、昭和十六年、養護教諭職制制定以前の学校に看護婦職制時代の勤務年数及び職制制定後における養護婦の勤務年数を恩給年数に加算せられたという趣意であります。

第二種のもは、行政機構に関する請願及び陳情であります。その一つは、人権擁護局存置に関する請願でありまして、過般、当院において可決せられました法務府設置法等の一部を改正する法律案におきまして、この請願の趣旨の通り、この人権擁護局は現状通り存置せられることとなつたのであります。その二は、食糧行政機構存続等に関する陳情でありまして、これ又このたび当院において可決せられました農林省設置法の一部を改正する法律案は、参議院の修正によりましてこの陳情の趣旨の通り存置せられることとなつたのであります。

第三種の行政運営に関する請願、陳情につきましては、その一つは、北海道上士幌村の総合開発に関する請願であります。これは上士幌村は水利に恵まれたために開拓者の離業が続出してゐるから、至急に上水道計画、道路、鉄道施設、電力充て電等の着工実現を取計らわれないという趣旨のものであります。その二は、北海道開発促進

進に関する請願でありまして、自立経済確立の途上にある我が国において国内過剰人口を收容する未開発国土開発は根本的且つ緊急な対策でありますから、この際、特殊未開発寒冷地帯である北海道に對して、未開発地開発費の完全枠の増額による強力な開発を希望して、又次には、同地における企業者及び一般住民に対する所得税の特別控除、又次には、公共団体の行方開発の援助等大胆率直なる措置をとられたという趣旨のものであります。その三は、東京学生会館の予備隊接収反對に関する請願であります。東京学生会館を予備隊が接収するということが伝えられてゐるのであります。この

学生会館は昭和二十一年に開館せられまして、学生の自治によつて運営されてゐる建物で、建物の中には学生アルバイト相談所があつて、最近では毎日千名を超える学生求職者がこれを利用してゐるから、これを予備隊に接収することとは貧しい学生の生活を脅かす結果となるから、このような計画を撤回せられたいという趣旨であります。その四は、警察予備隊演習用地買収等に関する陳情でありまして、警察予備隊演習用地買収等に當つては、直接住民の生活を脅かす農地、特に開拓地の買収を極力回避して、止むを得ず農地を買収する場合には、早期に代替地を決定するほか、適正にして十分なる補償を早急に支拂うよう措置せられたいとい

う趣意のものであります。その五は、長崎県對馬に警察予備隊分駐の陳情であります。對馬は國境の要衝でありまして、民心の安定と治安の強化を図るために速かに警察予備隊を分駐せられたいという趣旨のものであります。第六は、皇居復興促進運動に関する陳情でありまして、国民の象徴であらせられる天皇のおすまいが戦災のままに置かれてゐることは適當でないばかりでなく、国交再開の後に外国使臣との接見、國際儀禮の場合等を考えますと、このままに放置するわけには行かないから、皇居復興に関する国民運動を展開せられたいという趣意のものであります。

内閣委員会におきましては、右の請願及び陳情を審査いたしました結果、日程第二十五、北海道上士幌村の総合開発に関する請願、日程第二十六、人権擁護局存置に関する請願、及び日程第五十五、食糧行政機構存続等に関する陳情については、これを採択いたして、議院の會議に付し、内閣に送付するを要しないものと決定いたしました。その他の請願及び陳情は、いずれも採択して、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。これを以て報告を終わります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の

認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十三号 議事日程変更の件 元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(三十四件)外十二件 茨城川江東橋架替に関する請願外十三件 一八九六

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今上程せられました請願二百二十二件、陳情四十八件に関する厚生委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

厚生委員会におきましては、保険経済、遺族援護並びに母子福祉、医療、臨の各小委員会を設けてありますので、関連いたしますものは、それらの小委員会に付託して審議いたしました。なお厚生委員会において各小委員長の報告を求め、慎重審議を重ねました結果、日程第四十九より第九十九までの請願百七十六件及び日程第六十二より第九十四までの陳情四十七件は、いずれも願意は妥協なものと認め、議院の會議に付して、内閣に送付を要すべきものと決定いたしました。又日程第二百二十及び第九十五の国民栄養改善法制定に関する請願、陳情は、すでに成立を見ておりますので、議院の會議に付して、内閣に送付を要せざるものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、日程第二百二十の請願及び日程第九十五の陳情のほかは、

内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、日程第二百二十の請願及び日程第九十五の陳情のほかは内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百二十一より第三百十までの請願及び日程第九十六より第九十八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。労働委員会理事安井謙君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず請願第九百五十四号、第九百五十七号、第九百七十七号、第九百五十八号、第二千八百八十号は、いずれも現下の経済事情並びに治安の状況に鑑み、失業対策事業の拡充強化を

要するものであります。次に請願第二百二十四号は、奥地区の苦連邦軍関係日本人労働者の雇用、労働条件を米軍労働者並みにして欲しいとの請願であります。請願第二百八十六号は、派出所看護婦の紹介業者の申請を検討して、濫立を防ぐことを望むものであります。請願第二千九百三十四号は、日雇労働者に関し、技能者賃金を一般と別枠にし、失業保険の待期間を撤廃し、日雇健康保険制度を実施すること等を望むものであります。陳情第四百四十七号は、労働者産業安全研究所及び産業安全参考館の国立産業安全博物館及び附設産業安全研究所への昇格を望むものであります。

次に請願第三百二十二号、第三百四十七号、第三百五十三号、陳情第二百九十三号は、それ〴〵岡山市、福島県、札幌市の各地に、そのブロックの労災病院の設置を望むものであります。次は請願第三百六十六号、第五百五十四号、第六百九十三号、陳情第六百六十一号、第二百三十六号、第二百四十八号、第二百五十六号、二百九十二号、第三百五号、第四百二十四号、第五百二五号、第五百五十五号、第五百五十三号、第五百八十九号、第六百三十三号、第六百八十四号、第七百三十二号であります。これらはいずれも、肺特別法制定を要するものであります。炭鉱、鉱山、製業等に従事する労働者の侵される肺が、現在の医学を以てしても治癒しがたい、死に至る病であつて、その予防、治療、生活保障のために国家の強力な施策を願つております。

〔副議長退席、議長着席〕

以上の請願、陳情は、委員会において審議いたしましたところ、いずれもその願意妥協なるものと認め、これを採決し、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三百一十一より第四百十までの請願及び日程第九十九より第二百一までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔廣瀬與兵衛君登壇、拍手〕

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました日程第三百一十一号から第四百十号までの請願十件及び日程第九十九号から第二百二号までの陳情四件について、建設委員会の審議の経過並びに結果を報告いたします。

これらの請願、陳情のうち、河川に関するものは四件で、改修工事の施行促進を要請するものであり、又道路に関するものは七件で、道路費予算の増額、道路改良工事の施行、橋梁の架替に関するものであります。このほか災害復旧事業の促進に関するもの三件は、災害に対する急務なる復旧措置を要するものであります。以上いずれも国土の保全、交通の発達のため、願意におおむね妥協なものと見て、これを院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午前十二時休憩

午後十一時十一分開議

○議長(佐藤寅次郎) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、会期延長の件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。

議長は、衆議院議長と協議の結果、国会の会期を本月三十一日まで一日間延長することに協定いたしました。この協定通り一日間延長することについて採決をするわけですが、これに對し討論の通告がございます。順次発言を許します。菊川孝夫君

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

〔簡單々々〕「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり

○菊川孝夫君 私は社会党第四控室を代表いたしました。只今議題となりました会期一日延長について反対の意見を申述べます。

普通は会期延長等について討論を行わないのが大體慣例になっておつたのであります。併し、あえて本日これが討論に立たなければならぬということは、私は最も遺憾とするものであります。と申しますのは、(慣例通りにやればいいじゃないかと呼ぶ者あり)三十日間会期延長を衆議院におきまして一方的に議決いたしました。参議院におきましては十日間の延長を議決した

のにもかかわらず、これが協議も調わなかつた。而も衆議院におきましては一方的に三十日間の延期をきめておきながら、二十五日まで自然休会に入りまして、それ(委員会、本会議等を休んで、(選挙運動だと呼ぶ者あり)その間、何ら議案の審査も行わなかつた。又当院から回付いたしました議案についても審議をせずに放つておいて、而も再開に当りまして、我々は二十一日までとにかく一週間の本会議のみを開かないという議決のみで、その間におきまして、重要議案のかかつております内閣委員会等におきましては、河井名委員長は老齢を提げられまして、夜間遅くまでこの議案と取組まれて慎重なる御審議をなさり、その結果を傾けられた報告もなされたのであります。あの委員長が、本日に国会議員として、参議院議員として、模範的な態度を以て臨まれたので、我々はあの委員長長の報告だけに頭を下げて、実に長い時間でありましたけれども、私は議席にとどまつておつたやうなわけでありまして、このように、参議院におきましては、とにかく政府から提案されました諸議案につきましては真摯に取組んでいるのであります。而も最も真摯に取組まなければならぬ衆議院、即ち(人事委員長はどうした)と呼ぶ者あり)與党の絶対多数を占める衆議院におきましては、その議院の運営方針につきましては與

党の決定通りにやるわけなのであります。その與党の諸君が二十五日間に及ぶところの自然休会を行なつて、そして出て参りまして、まだ二十五日から能率をあげて五日間なり六日間の議事進行を図られましたならば、一日間の会期延長というやうなことをしなくても済んだのであります。率直に申しまして、この五日間、衆議院におきまして議院の運営が阻害されたのは自由党内における反乱軍の発生であります。(「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり)漸くこの反乱軍が本夕鎮圧をされまして、だから今度は一日間会期を延長せよというがごときことを参議院へ協議をして来るがごときは、全く國會を一方の思うままにしやうとする思いよりも甚だしいと言わなければなりません。(拍手)「まだ四分あるよ」と呼ぶ者あり)かかる状態におきまして、参議院がこれに易々諸々として、ただ採決のみでこの会期延長の可否を決するのではなくて、國民の前に、なぜこのように何回も会期延長をせなければならなかつたか、而もその責任の所在はどこにあるかといふことを、我々は明確にしておかなければならないと思ふのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)特に過激の破壊活動防止法案審議に當りまして、私たちは、とにかくこれは論議を避けて、又且つは参議院規則の定むるところに従つて参議院の運営を行いたい。従つて議院運

営委員会等或いは小委員会等において意見が一致しない場合は、できるだけ意見の一致するやうにして、その上で進めたいといつて我々は主張した。ところが與党の自由党諸君が、縁風会の諸君等といろ／＼歩調を合されまして、この私たちの主張を抑切りまして、そうして遂には議決をまづらずに、議長職権で以てこの参議院の運営をしなければならなかつた。あの當時に、もう少し余裕を與えたとするならば、ここで一日間の延長をするならば、あの日にも一日間時間をかしたならば、あゝいう混乱も起らずに私は済んだと思ふのである。而もそういう混乱を起した責任を野党側に転嫁いたしました。我々ごとき、何も懲罰に値しないやうなものまでも懲罰にかけたりましたまつたりしておいて、最後の土壇場に来て、今日は猫の子のやうにおとなしくなつて、與党の諸君は、何とか一日間だけは認めてくれと言ふ。單なる一日の問題ではないと思ふのだ。(「その通り」と呼ぶ者あり)國家の最高機關たるの権威を守る上から行きまして、私は、自由党の諸君が深刻に反省しなければならぬ問題だと思ふのであります。何故かと申しますならば、この五日間の衆議院における議院運営振りを御覧なさい。今日まで、議會の歴史、議會史上あのような醜い衆議院の運営振りがあつたでございまいしやうか。多数少数の問題では

なくて、多数を取つたならば、堂々と多数政治をやるべきである。ところが多数を取りながら、内部に反乱軍を生じて、國會の議院運営委員会が反乱軍司令官室になつて、(拍手)そうして衆議院における議事運営を妨害しておきながら、みづからそうして議案の審議を遅らして、與党の諸君が政府の重要な議案をみづから審議を遅らして、そうして(拍手)今の段階になつて一日間延長です。而も今回の審議振り、一日間の会期延長の審議の仕方について一応の結論が出るまで、出でから衆議院において決定するのが、これは儀礼上正しい問題だと思ふ。まだ十二時までに時間があるはずだ。ところが折角協議を申込んでおいても、今こちらが議決して回答しない以前に、すでに向うのほうでは衆議院本会議を開きまして、そうして会期延長をきめてしまつたといふがごときは、参議院の存在を無視するも甚だしいと言わなければなりません。(拍手)特に私が申し上げなければならぬことは、隣る平家は久しからずと言ふ。日本の議會史上、世界の議會史上を見ましても、一党の多数が二十一年も又三十年も続いたためしはない。今や木村君は多数に臨んで僕のこの憂國の叫びに對しまして野次を飛ばして嘲笑をいたしております。併しなごら、いつかは君たちが我々の社会主義政治実現のときにおきまして、やはり

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 会期延長の件

一八九八

少数で過ぎしりを噛む時代が来ると思ふ。(拍手)従つて、どういふ時代が参りましたかといひましたも、とにかくルールを守つて、我々は議會主義を飽くまでも尊重し、これを認めて行く以上は、ルールを守つて行かなければならぬと思ふのであります。而もそのルールを無視し、慣行を無視し、日本の議會史上にも例のない会期延長を繰返し、而も会期延長を折角行なつておきながら、みづから議會の運営をサボつたことその罪万死に値いすると思ふ。従つて吉田内閣は、この際、この「たが」の緩んだ與黨を率いて醜を天下にさらし、更に國際的にもその存在の醜をさらしておるがごときは、まさに大きく反省をしなければならぬ。こういった事態を無視して與黨の諸君が机を叩いて野次を飛ばすがごときは、これは言語道斷と言わなければならぬと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)従つて、ここで真に会期延長をしたいと與黨の諸君が本心に良心的な態度で臨むならば、靜肅に我々の意見を聞いてその上で堂々と採決を行ふべきである。然るに卓を叩いてこの正しい主張に對し耳をかそうとしないごときは、君たちが共產黨に向つて議會主義を否定するものであると言つて、いつも攻撃しておりながら、むしろ實質的に君たちこそ議會主義を否定するものと言わなければならぬ。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 菊川さん、時間が来ました。

○菊川幸夫君(統) 我々はおかしく見地に立ちまゐり、今回の会期延長に對し、断固反對であることをここに表明いたします。私の反對討論をいたします。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 只今議案に供されております会期延長の問題に關しまして、私は社會黨第二控室を代表いたします。少くともこの段階において民主主義の精神を守るべく、又國會の權威を守るべく、而も又議會政治の円滑なる運行を期待いたします。がために、單に黨派を代表する者でなく、國民の名において、この会期延長に對しまして絕對反對の意思を表明せんとするものでござります。

御案内のように、今國會に相成りまして、第一回においては三十日、第二回においては十四日間、而も第三回におきましては、それが參議院の意思を何ら顧慮することなく、參議院の決議を見ることなく十日間の延長を決定いたしましたのであります。而も第四回におきましては、自由黨の内部におきまして或る方々は七月二十日までの延長が至当であると主張し、或る方々におきましては八月二十日までが至当であると主張いたし、詰るところ智慧者が現われてその中間を取つて三十日とい

う、いわば無定見なるバナナの叩き売り屋が押出した値段のごとく、三十日という根拠なき数字を決定したのであります。而も驚くべきことには、選挙に浮足立つております議員諸君の注文に應じて、つい、この間の二十五日まで自然休会なるものを行なつたのであります。(そのうだ)と呼ぶ者あり)この自然休会なるものを行なつたといふこととそれ自体が三十日の会期延長がすでに無理であつたことを意味します。共に、少くとも我々は國民の前に對してすでに(恥を知れ)と呼ぶ者あり)も延長する何らの材料も持つていないことを意味するものであるといふことは、少くとも黨派を超えて良識ある議員各位の御認識なさるところでなければならぬと思ふのでござります。

(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)皆様は、自由黨員である前に、改進黨の黨員である前に、はた又社會黨の黨員である前に、國民の選良としての國會議員であるといふことを認識しなければならぬ。(人事委員長は何をやつてゐるんだ)と呼ぶ者あり)その立場からいふと、たゞ延長するといふと、この四回に亘る会期延長のあとを受けて、今日第五回の会期延長をここで議せなければならぬといふこととそれ自体が(人の惡口を言ふんじやないよ)と呼ぶ者あり)實に問題であることをおもふなければならぬのであります。自由黨におきましては勿論我々のこの討論に反對の

意思もありでありましよう。木村さんが何とおつしやうと、それらの声を別といたしまして、一体今日までの会期を關して参りました間において、それは自由黨の諸君においても、野黨が議院において妨害したものであるか、或いは又些々たる約束がどうであるかといふような、いわば盗人にも三分の理でありますから、四分五厘程度の理窟はあります。問題は、何が故に会期延長をしなければならなかつたか。その原因の第一は、すでに新聞が報じておる通りに、國民が批判しておる通りに、(あんたのほうの人事委員長は何をやつてゐるんだ)と呼ぶ者あり)自由黨の内部的事情であることは、今日天下に明白になつておる事実であらうと思ふのであります。この黨派内のこの一つの醜い排引き、争いといふものが、少くとも数次に亘る会期延長しなければならぬ理由の全部とは申しませんが主なるものであるといふことに對しましては、自由黨の諸君も又抗弁すべき何ものもないと私は信ずるのであります。(そのうだ)と呼ぶ者あり)従ひまして、このことは具體的にどう現われておるのか、一つの事例を以ていたしますならば、教育委員會の問題につきましては、政府が提案して與黨の自由黨が反對をする。

義務教育費國庫負擔法に對しては、(そんなことは話が違ふ)と呼ぶ者あり)教育の尊重を考えた自由黨の良識ある議員の何人かの人が発議したものに對して政府が反對をする。一体これ何の政黨政治でありましよう。(そのうだ)と呼ぶ者あり)政黨政治を否認することは議會政治を否認することであり、議會政治を否認することは民主主義を否認することであるといふことは、斯うして議論の余地のないところであらうと思ふのであります。(拍手)従ひまして、今日私がこの問題を結論的に言うならば、この醜態を徹し、即ち五回の会期延長をここで議しなければならぬといふこの段階において、野黨も勿論與黨の諸君から見れば多くの要求があるであらうけれども、そのようなものが本質的な問題ではない。(そのうだ)と呼ぶ者あり)すでに政治力を失つた吉田内閣がみづから辭職するか、(そのうだ)と呼ぶ者あり)乃至解散して信を天下に問ふべき段階が来たと思ふのであります。(そのうだ)

(まさにその通りだ)と呼ぶ者あり、(拍手)即ち、吉田内閣がみづからの非をみづからの非とせず、國會に對して会期延長を政府の御都合次第で要望する、そして絕對多數を持つ政黨がこれに迎合するといひますならば、國會の權威いづこにありやと言わざるを得ないのであります。(そのうだ)と呼ぶ者あり)併しながら、私は、衆議院は衆議院として、參議院は參議院として獨立しておるのであります。その

他院の審議についてここで喋々すべき筋合いのものではないことを知っておりまされども、あえてかかることを衆議院に對して非礼であると知りながらも言わざるを得ない第一の原因は、第三回の会期延長において参議院の意思を無視したということ、(時間)と呼ぶ者あり) 諸君、たつた只今の時間においては、衆議院においては一日の会期延長をすでに決定しておるのであります。(「そうだ」「その通り」「頑張れ」と呼ぶ者あり) 諸君、会期延長の問題は、(あと三分)と呼ぶ者あり) 御案内の通りに国会法第十一條より第十三條において明確に規定されておるのであります。先般不幸にして参議院においてはこの国会法の改正は成らなかった。従いましてこの問題は衆議院における議決というものが参議院に優越してあるのであります、その当否をあえてここに論ずるものではありませんが、敢として、国会法の示す精神というものは、両院の一致した議決というものが会期延長においては必要であるというところを何ら阻害するものでないというところだけは言えると思うのであります。(拍手) 従いまして、かかる意味合いにおいて考えてみますときに、我々といひましては、與党である自由党であるとか、或いは何々党であることとを離れまして、而も又先般我が会派の波多野鼎君提案にかかりますこの参議院の院議を尊重して欲しいとい

う、いわば衆議院に對して申入れに似た決議案が、満場一致でこの議決されておりました精神に鑑みまして、この会期延長に對して、党派を離れて、我々は参議院として如何なる態度を堅持しなければならぬかということ、(時間)と呼ぶ者あり) すでに明瞭であらうと思うのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 皆様、併し私は自由党の諸君に同情する。(時間)と呼ぶ者あり) 與党としての立場もありでありまして、あえて言及を避けませんが、是非々々を唱えております衆議院の諸君、どうぞこの段階において、参議院の置かれておる現在の運命と、会期延長に對して国民から如何なる要望がなされておるかということとを鑑みお考え下さいまして、是非ともこの際、明快なる態度を表明せられ、今日危機に瀕しておる民主主義の精神を守り、せめてもこの参議院の權威を保持するための態度表明を期待してやまないものであります。その態度表明とは何であるか。(議長、時間)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○議長(佐藤寅次郎) 相馬君……
○相馬助治君(続) 即ち、我々が反対しようが反対しまいが、すでに会期延長は決定するのであるというような敗北的精神を捨てて、少くとも、衆議院の諸君、良識ある民主クラブの諸君、是非とも本件については民主主義擁護のために、参議院權威保持のために、断固として反対せられんことを期待いたします。私は社会党第二控室を代表して、(拍手) 只今議題の会期延長に對し、国民の名において断固反対の意思を表明するものであります。(拍手、賛成)と呼ぶ者あり)
○議長(佐藤寅次郎) 矢嶋三義君。
(矢嶋三義君登壇、拍手)
○矢嶋三義君 私は第一クラブを代表いたしまして、(申合せを聞けるか)「聞けるだらう」「ゆつくり丁寧にやれ」「理由がわからないから黙つていなさい」と呼ぶ者あり) 只今議題となつております会期延長の問題に反対の意思を表明するものであります。(「そう」だ)もうわかつたよ、議運で聞いた)と呼ぶ者あり)
八千四百万の国民諸君の大きな期待の下に、注視の下に運営されている我が国会の責任というものは、極めて重大だと考えるものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 私は国会議員の一員といひまして国会の審議に携わるに当りまして、常に我々は、或いは都道府県会、市町村議會、こゝろ各々種々に對して一つの見本を示さなければならぬ、模範的ななければならないというものを常に肝に銘じているものでございます。(「その通り」だ)と呼ぶ者あり) 具体的に申しまして、一つの委員会を運営するにいたしまして、時間を厳守すること、国会

の会期につきましては、国会法に謳われておるところの会期百五十日間においてすべての法律案が審議終了するよに、お互い良心的に善処しなければならぬということに常に考へておるものでございます。然るところ、最近独立後におけるところの国会の審議状況を見ておきますと、国民の期待に反するところ余りにも大きいと思うのでございます。
私は以下若干反対の理由を申述べますが、先ず我々第二院としての参議院は、申上げるまでもなく第一院の衆議院の行き過ぎに對して一つのブレーキをかけるという抑制機能でなければならぬと存じます。その使命を果すために、最近の衆議院の審議状況並びに具体的に申しまして会期延長の事情を見るときに、これに對して一つの抑制を加えるというところは、我々第二院としての参議院の使命だと考えるものでございす。(「その通り」だ)と呼ぶ者あり) 従いまして、根本的に我々は国会法十三條の現在におけるところの解釈に疑義を持ち、従つて国会法十三條の改正を企図したわけでございますが、御承知のごとくこれが敗れたわけでありす。敗れた結果というものは、各位が御承知の通りに、第四回の会期の延長において、更にこのたびにおいて、国会法十三條が如何に不備で不合理であるかということ具体的に表明していると思うのでございます。併しながら、

国会法十三條が御承知のごとく解釈されている以上は、ただ一つ我々に残されている途は、抑制機能としての第二院の参議院が、こゝろ段階になつて会期の延長は適當でないというところの反対の意思表示を明白にすること、現在第二院参議院に負託されたところの最も重大な使命だと考へるものでございます。(「その通り」と呼ぶ者あり) その角度から、ここに確信を以て私は反対の意思を表明するものであります。
次に申上げたい点は、前二者の討論の際にも述べられたのでございますが、皆さんも健忘症に陥ることなく、過去を一応考へて頂きたいと思うのでございます。第一回に三十日会期延長するときは、衆議院の議院運営委員諸君が一堂に會して、再び延長しないという條件の下に発足し、更に第二回の十四日間を六月七日から六月二十日まで延長するときに、そういう條件が付いておるのでございます。更に第四回の三十日延長するときのごときは、前者が述べたように、参議院の意思を全然取入れることなく、一方的に衆議院が押付けて参つたということは、皆様方御承知の通りでございます。然らば優越性を謳われているところの第一院である衆議院の審議状況はどうか。本日ここに一日間の会期延長をもたらしただけ大きな原因は、自由党の諸君が如何に申述べようと、これが

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号 会期延長の件

自由党の党内事情に基くということ
は、天下周知の事実であります。(その
の通り)と呼ぶ者あり、拍手)具体的に
申上げますならば、いわゆる逆コース
的な言葉ではございますが、反乱軍
が、福永幹事長を引つ込めなければ法
律案の審議は進捗しないというところの、
自由党内における国会対策を反乱軍
が樹立した、これが第一の理由でござ
います。かくのごとき自由党内の一幹
事長の人事問題によつて、この国会の
会期が左右されるということは、国民
に代つて断じて許すことはできないと
思うものであります。(自由党何とも
言えないだろう)子供の話だから黙つ
ているんだよ)と呼ぶ者あり、その他
発言する者多し)

なる漠然たる態度において、而も先刻
申上げましたように、與党自由党の党
内事情において会期の延長を図るとい
うことに対しては、如何ように考
えようとも、たとえ縁風会の諸君にい
たしましても、良心的に考えた場合
に、更に参議院の權威を維持するこ
う立場からして、断固として反対せ
ざるを得ないであろうと思うものであ
ります。(その通り)衆議院の本会議
の乱闘騒ぎを見て来なさい)と呼ぶ者
あり、拍手)

これを要するに、第一回、第二回、
第三回、第四回と、だら／＼と会期の
延長をして来たこの第十三回国会を、
五たび会期をこの状況下に延長するこ
うことは、国会に対する国民の不信
の念を増すもの以外の何ものでもあり
ません。(その通りだ)と呼ぶ者あり
更に極言するならば、現在政権を担当
しておるこの與党自由党の精神分
裂と支離滅裂なる状況は、(全くだ)
と呼ぶ者あり)独立後の我が国の政権
を担当し、我が日本の再建を図る使命
を果すべき政府として、その資格を喪
失したものであり、一国の政權から下
るべきものであるということを如実に
実証するもの以外の何ものでもありま
せん。(そうだ)と呼ぶ者あり、拍手)

私は、以上の所論を以て、第一クラ
ブを代表いたしまして、会期延長に反
対の意思表明といたすものでありま
す。(拍手)

○議長(佐藤四郎君) 堀眞翠君。
〔堀眞翠君登壇、拍手〕
○堀眞翠君 私は労働党を代表いたし
まして、只今議題になつております
ところの会期一日延長に對しまして、
反対をいたすものであります。
我々は、先ず何よりも国会のあり方
について考えてみなければならんと思
うのであります。御承知のように、国会
は憲法によつて最高の機關として決定
されております。併し国会が最高の機
關として決定されておるのは、憲法が
そのような規定を盛つておるからとい
うだけの理由ではないのであります。
御承知のように、日本の今日の国家体
制は人民主權の体制であります。主權
者は國民であります。國民の代表者が
國會を構成する。従つて國會が最高の
機關であるという規定がここに設けら
れておるのであります。従つて國會は、
主權者としての國民の代表機關とし
て、それにふさわしい行為をしなければ
ならぬのであります。(その通り)と
呼ぶ者あり)ところが、最近の我が國
におけるこの國會の審議の模様な
り或いは國會の運営なりについて考
えてみますと、我々は甚だ遺憾とせざる
を得ないものが多々あるの
であります。(その通り)と呼ぶ者あり)

第一院であるところの衆議院は、言う
までもなく参議院に對して憲法上優越
した力を認められております。立法の
審議に當りまして、当然衆議院は最
も慎重に議案に對してこれを審議しな
ければならぬ責任を持つておるので
ありますが、今日の衆議院の審議の模
様を見ますと、殆んど諸法案
につきまして何らの修正なしにこれを
通過しておるのであります。(拍手)参
議院におきましては、さすがに良識あ
る諸君によりまして、これが修正が行
われまして、衆議院のほうに回付され
ておるといふのが実情であります。
(その通り)と呼ぶ者あり)もと／＼一
院であるところの衆議院が審議を十分
に盡さず、或いは場合によつては徒ら
に政府案を呑み込んで参議院に回付
するといふのが現状なのであります。
(その通り)と呼ぶ者あり)私も、
このようなことで果して日本の國會の
權威を保つことが出来るであらうかと
いうことを疑わざるを得ません。
而も國會の運営に關しましては、三
たび四たび、更に五たびの延長をいた
しまして、そうして法案の審議をやろ
うといふのであります。(しやうがな
い)と呼ぶ者あり)私は、どこに果して
國會の權威があるか、こゝ言わざるを
得ないのであります。(その通り)と
呼ぶ者あり)更に又政黨政治のあり方
について私は考えてみたいと思つた
のであります。先ほど来、自由党内の
事情によつて、この一日の会期延長が
遂に衆議院において決定された、こゝ
ういふことが言われておるのでありま
す、一体、政黨は果してどのような働

れからデイスクシオンというものが殆んど失われてしまつた。幹部の専制によつて政党が運営されている。そこに今日の議会政治の腐敗の原因或いは議会政治のたそがれと呼ばれるものが存在する。こういうことを結論いたしてあります。自由党の諸君は、この議会政治の今日の世界においてどのような評価を受けているかということについての反省を持たないもののように思われます。多数を取りさえすれば何でもやれる、これほど間違つた考え方は私はないと思ふ。私はその意味におきまして、自由党の諸君が内部の事情をこの最高の機関たるこの国会の運営にまで反映させるということは、甚だしく間違つたものだと思ふ。然らんとするものであります。

更に私も、この議会政治の運用に当りまして、今日の日本の国民と国会との現われ方について反省をしなければならぬと思ふ。先の破壊活動防止法案につきましては、御承知のように国民の全般がこれに対して反対を表明しておる。(嘘を言うな)と呼ぶ者あり。今日なお審議が終つておりませんところの法案、例えば示威運動等の取締に関する法案であるとか、或いは又警察法の一部を改正する法律案であるとか、こういうものに対しましても、こぞつて国民は反対を表明しております。このような反対を表明している、輿論が反対を表明しているところの法案

を、自由党は数にものを言わせてしまつて、二無二強引にこれを押切ろりとす。私はこれは、自由党は勿論でございしますが、日本の国会の立場から申しまして甚だ歎かわしいことと申さなければならぬと思ふのであります。その意味におきまして私どもは、今日一日の会期延長をする。五度の延長をして国民の信頼に恥ずることができるかどうかということに疑わざるを得ません。

なお、日本の憲法から申しますと、行政の首長であるところの総理大臣、これは国会とその国家体制の上におけるこの地位を見ますならば、決して同列のものではありません。アメリカの憲法におきましては大統領と国会とが同列であります。併しながら日本においては、最高の機関は飽くまでも国会であり、行政の首長はその下位に立つものであることを我々は知らなければなりません。従つて、国会は国会独自の意思によつて、政府が如何に法案の審議を要望しようとも、それが輿論の反対に会ふものであるならば、国会としては飽くまでも国会独自の立場においてこれを決定すべきものだと思ふべきであります。

以上の理由に基きまして、私はこの一日会期延長に對しまして反対をいたすものであります。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 岩間正男君。[岩間正男君登壇]

○岩間正男君 私は日本共産党を代表しまして、この珍無類な会期延長に反対するものであります。

只今、丁度今日は土用の丑の日でありまして、非常に暑い。(笑)暑いので記憶を失つてゐるだらうと思ふ。一体この国会がどのような自虐行為(笑)をやつたかということについて、議員諸君もいささか健忘症になつておると思ふのでありますから、今まで会期が延長されました経過を、これを先ず記録的に追つてみたいと思ひます。第一回の会期の延長は五月八日から六月六日まで三十日間でありました。次に第二回は六月七日から六月二十日まで十四日間延長したのであります。次いで第三回の延長は、これは国会史にも未だ曾つて見ないところの悪例を残したところの延長でございますが、あの第三回の延長は、六月二十一日から同三十日まで十日間延長しておりますのであります。第四回は、そのあと実にこれは又類案の阿呆的な延長とも言わねばならぬと思ふのであります。が、三十日間、七月一日から同三十一日、今日まで、実に三十日間というやうな延長をなしてゐるのであります。そうして最後に明日までの一日間、これを第五回に延長しようとするのであります。このような延長の記録は日本の国会史上未だ曾つて類例を見ないところであらうと思ふばかりでなく、恐らくこれは世界的な記録になつてお

るのではないかと思ふのであります。(オリンピック新記録だ)と呼ぶ者あり。今日御承知のようにどうも日本のオリムピックは甚だ振らない。世界記録を作ることができない。こういうさなかにありまして、どうもこの世界記録を、我が日本の国会が、何とかこれらの不成績をこの国会で改めてやり直そうとするやうな、この会期延長はこの馬鹿げたやり方だと思ふのであります。(拍手)更にこれは、日本の国際的地位とか何とか最近言われているのであります。が、いわゆる独立とか、講和発効後の態勢について言われているのであります。が、こういう日本の国会の姿を我々は悲しむ。(議長、時間)と呼ぶ者あり。そして、一文惜しみの百知らずということがありますが、このやうな馬鹿げたことによつて一日稼いでみたとしても、失うところが如何に多いかということを我々は考へる。(拍手)むしろ我々としては、このやうな自由党内の第一人者たちが、目の利党利略の面からしまして、国民の真の要求を忘れてゐる。こういうことをやつてゐる。このような馬鹿げた法案には、考へ方には、(時間だよ)と呼ぶ者あり。むしろ我々としては、党利党略の面からいへば、このような会期延長には賛成したほうがいいのかも知れない。併し大いにこのおめでたい、頭がどうかしている自由党のやり方に

對しまして、私は飽くまでこれは天下にその醜をさらしたいと思ふのであります。が……。

○議長(佐藤寅次郎) 午後十二時になりました。今日はこれにて散会いたします。午後十二時散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案

一、日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、日程第三 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四乃至第二十六の諸願

一、日程第四十一乃至第五十五の陳情

一、日程第二十七乃至第四十二の諸願

一、日程第五十六乃至第六十一の陳情

一、日程第四十三乃至第四十八の諸願

一、日程第四十九乃至第五十の諸願

一、日程第六十二乃至第九十五の陳情

一、日程第二百二十一乃至第三百三十の諸願

一、日程第九十六乃至第九十八の陳情

昭和二十七年七月三十日 参議院會議録第七十二号

一、日程第三百三十一乃至第四百四十の請願

一、日程第九十九乃至第二百二の陳情

一、会期延長の件

出席者は左の通り。

議員

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

藤森 眞治君 藤野 繁雄君
波多野林一君 中山 福藏君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
田村 文吉君 伊達源一郎君
館 哲二君 竹下 豊次君
高橋龍太郎君 高橋 道男君
高瀬莊太郎君 高田 寛君
高木 正夫君 杉山 昌作君
新谷實三郎君 島村 軍次君
西郷吉之助君 小宮山常吉君
小林 政夫君 高良 とみ君
楠見 義男君 河井 彌八君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
柏木 庫治君 加賀 操君
小野 哲君 岡本 愛祐君
岡部 常君 井上なつゑ君
伊藤 保平君 石黒 忠篤君
赤木 正雄君 結城 安次君
山川 良一君 村上 義一君
森 八三一君 上原 正吉君
岡田 信次君 青山 正一君
中川 幸平君 九鬼紋十郎君
大矢半次郎君 郡 祐一君

廣瀬與兵衛君 岡崎 眞一君
松平 勇雄君 楠瀬 常猪君
加藤 武徳君 城 義臣君
植竹 春彦君 山本 米治君
古池 信三君 小杉 繁安君
山縣 勝見君 石川 榮一君
木村 守江君 西山 亀七君
山田 佐一君 大谷 肇潤君
一松 政二君 深水 六郎君
仁田 竹一君 草葉 隆圓君
徳川 頼貞君 左藤 義詮君
大島 定吉君 黒田 英雄君
小林 英三君 中川 以良君
川村 松助君 寺尾 豊君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
三浦 辰雄君 前田 穰君
堀越 儀郎君 小野 義夫君
小串 清一君 野田 卯一君
重宗 雄三君 大野大秀次郎君
入交 太蔵君 宮田 重文君
西川甚五郎君 平井 太郎君
松本 昇君 秋山俊一郎君
鈴木 直人君 石村 幸作君
長谷山行毅君 高橋進太郎君
石原幹市郎君 堀 末治君
鈴木 恭一君 愛知 揆一君
安井 謙君 平林 太一君
長島 銀藏君 平沼彌太郎君
竹中 七郎君 菊田 七平君
小川 久義君 溝淵 春次君
園 伊能君 滝井治三郎君
池田宇右衛門君 前之園喜一郎君
駒井 藤平君 油井賢太郎君

北村 一男君 中山 壽彦君
白波瀬米吉君 岩沢 忠恭君
木内 四郎君 西田 隆男君
大屋 晋三君 泉山 三六君
黒川 武雄君 横尾 龍君
石坂 豊一君 境野 清雄君
大隈 信幸君 木内キヤウ君
谷口弥三郎君 稻垣平太郎君
成瀬 幡治君 重盛 壽治君
門田 定蔵君 千葉 信君
三輪 貞治君 三橋入次郎君
若木 勝蔵君 中田 吉雄君
小瀧 彬君 小酒井義男君
栗山 良夫君 梅津 錦一君
三好 始君 深川タマエ君
有馬 英二君 内村 清次君
佐多 忠隆君 羽生 三七君
紅露 みつ君 石川 清一君
松浦 定義君 松原 一彦君
森崎 隆君 吉田 法晴君
和田 博雄君 山崎 恒君
深川榮左エ門君 岩木 哲夫君
岩男 仁蔵君 菊川 孝夫君
岡田 宗司君 藤原 道子君
河崎 ナツ君 一松 定吉君
櫻内 辰郎君 堀木 鍾三君
岡村文四郎君 小笠原三三男君
木下 源吾君 金子 洋文君
野澤 勝君 須藤 五郎君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
江田 三郎君 木村福八郎君
堀 眞琴君 水樹 藤作君
鈴木 清一君 岩崎正三郎君

大野 幸二君 千田 正君
東 隆君 田中 一君
山田 節男君 齋 武雄君
西園寺公一君 矢嶋 三義君
村尾 重雄君 永井純一郎君
吉川末次郎君 島 清君
佐々木良作君 小林 亦治君
相馬 助治君 中村 正雄君
山下 義信君 堂森 芳夫君
小松 正雄君 伊藤 修君
棚橋 小虎君 原 虎一君
曾根 益君 下條 恭兵君
松浦 清一君 片岡 文重君
國務大臣 岡野 清麿君
政府委員 地方自治 藤野 繁雄君
政務次官

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

発行所

東京郵政区市役所
電話九段側二一五
郵便東京一九〇〇〇官報課